



法名 誠忠院真岳顯正居士
故 中山

正氏

田口村の士 昭和三年濟南事變に參加八
月步兵軍曹任事變の功に依り勳八等叙六
年十二月任曹長九年任步兵特務曹長勳七
等叙十二年三月任步兵少尉今次事變出征
九月上海附近の戰闘に於て名譽の戰死步
兵中尉に任せらる從七位叙勳六等單光旭
日章功五級金鵄勳章下賜

田口町の士 故 夏目重雄氏
滿洲事變參加勳八等白色桐
葉章從軍記章授與精勤章善行證書附與今
次事變應召昭和十二年九月吳淞蘇州河の
激戦に左胸部貫通銃創を受け名譽の戰死
を遂げらる歩兵伍長任勳七等青色桐葉章
功七級金鵄勳章下賜



伊藤金一氏

遠山崇氏

名倉村の士 昭和九年四月滿洲事變に參
加各地に戦闘御紋章御煙草下賜戰功に依
り勳八等瑞寶章從軍記章金百圓下賜歩兵
上等兵にして分會班長なり

田代良一氏

名倉村の士 昭和四年選拔照準手五年同
上十一月砲兵上等兵命精勤章三回善行證
書縫工長適任證書附與分會旗手たり



田口町の士 故 天野友影氏
滿洲事變參加勳八等白色桐
葉章從軍記章授與精勤章善行證書附與今
次事變應召昭和十二年九月吳淞蘇州河の
激戦に左胸部貫通銃創を受け名譽の戰死
を遂げらる歩兵伍長任勳七等青色桐葉章
功七級金鵄勳章下賜



田口町の士 步兵伍長として滿洲事變に
參加歸還後特務曹長に任今次事變出征上
海方面の戰闘に頭部貫通銃創を受け名譽
の戰死を遂げらる任步兵少尉正八位に叙
せられ勳六等單光旭日章功六級金鵄勳章
下賜せらる



金田 美子 男氏
名倉村の士 和和八年満洲事變に參加各地に戦闘戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金一百圓満洲國建國功勞章授與兩陛下より御煙草御真綿下賜せらる



名倉村の士 昭和九年三月満洲派遣各地に戦闘十年五月内地歸還兩陛下より御煙草御真綿下賜満洲事變の功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金百二十五圓下賜分會班長たり



鈴木 市一氏
名倉村の士 昭和九年満洲派遣各地に戦闘兩陛下より御煙草御真綿下賜十一月歩兵上等兵命精勤章三回善行證書附與事變の功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金百二十五圓下賜分會評議員たり



稻橋村の士 大正十二年満洲派遣酒肴料下賜四月内地歸還十二月上等兵命第三種射擊徽章精勤章善行證書附與一家四名の軍人を出す名譽の家なり



元西尾 原 田 宏 行氏
稻橋村の士 昭和三年濟南事變に參加十二月上等兵命四年十一月滿期事變の功に依り金七十圓下賜青年團分團長消防小頭分會副長青年學校指導教練主任たり



元西尾 原 田 宏 行氏
稻橋村の士 昭和六年十二月上等兵命七年特別大演習參加の爲め京都大阪地方へ出張御紋章御葉子下賜青年學校指導教練主任なり



小木曾文夫氏
稻橋村の士 昭和七年濟南事變に參加十二月上等兵命四年十一月滿期事變の功に依り金七十圓下賜青年團分團長消防小頭分會副長青年學校指導教練主任たり



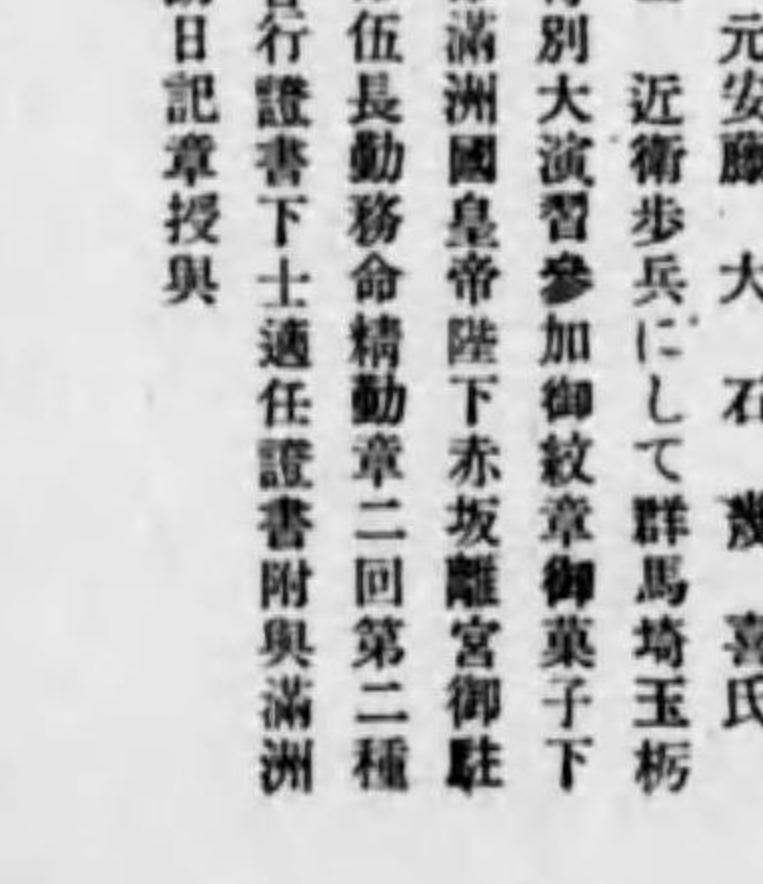
安藤 正夫氏
稻橋村の士 昭和九年満洲事變に派遣各地に戦闘天皇陛下より御煙草皇后陛下より御真綿下賜十一年五月満洲事變の功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金三十圓下賜



稻橋村の士 昭和七年大坂京都地方特別大演習參加御紋章御葉子下賜十二月上等兵命精勤章善行證書附與分會班長青年學校指導教練主任として四ヶ年勤務す



小木曾一雄氏
稻橋村の士 昭和七年二月應召上海附近の戰闘に參加酒肴料下賜六月砲兵上等兵命上海事變の功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金百五十圓下賜分會班長たり



元安藤 大石 喜氏
稻橋村の士 近衛歩兵にして群馬埼玉栃木縣下の特別大演習參加御紋章御葉子下賜上等兵命満洲國皇帝陛下赤坂離宮御駐營儀仗兵命伍長勤務精勤章二回第二種劍術徽章善行證書下士通任證書附與満洲國陛下御訪日記章授與



武節村の士 昭和九年満洲事變參加各地に戰闘十年三月歩兵上等兵命十一年一月青島出征戰役の功に依り勳八等從軍記章金二百二十圓下賜

四 谷 信 之 氏



武節村の士 昭和五年六月海軍一等水兵命普通善行章優等證書附與昭和七年三月青島出征戰役の功に依り勳八等從軍記章金一百七十五圓下賜青年團長分會班長たり

松 井 貫 一 氏

武節村の士 昭和四年十二月上等兵命七年滿洲事變參加各地に戰闘下士適任證書善行證書附與戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金百七十五圓下賜青年團長分會班長たり

山 口 憲 一 郡 氏

武節村の士 昭和二年五月濟南事變の爲青島へ出征各地に警備事變の功に依り金七十圓下賜せらる地方馬調査委員を歷任荒木閣下より賞狀を授與せらるの要職たり

松 井 鍾 藏 氏

武節村の士 昭和七年大阪京阪地方特別大演習參加御紋章御菓子下賜十二月上等兵命柄木群馬茨城縣下の大演習に二度の演習參加の光榮に浴す一家四名の軍人を出す名譽の家として褒賞附與せらる



稻橋村の士 昭和二年九月歩兵一等兵命十一月特別大演習參加御紋章御菓子下賜十二月一日上等兵命三年五月支那天津駐屯兩陛下より酒肴料下賜十月山東省各所に戦闘四年五月任歩兵伍長内地歸還精勤章善行證書附與濟南事變の功に依り勳八等瑞寶章金九十五圓下賜

小 木 曾 良 市 氏

稻橋村の士 昭和三年濟南事變に參加六月酒肴料下賜四年十一月大禮酒餚料下賜六年十一月上等兵命善行證書附與事變の功に依り金七十圓下賜分會監事青年學校教練指導員たり

澤 田 歲 市 氏 林 政 敏 氏

武節村の士 昭和九年満洲事變に派遣各地に戰闘十二月上等兵命天皇陛下より御煙草下賜精勤章二回善行證書下士適任證書附與事變の功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金二百二十五圓下賜



武節村の士 昭和七年滿洲事變參加各地に戰闘戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章滿洲國建國功勞章授與金百五十圓御煙草御真綿下賜せらる分會班長たり

福 田 久 利 氏 福 田 邑 治 氏

武節村の士 近衛步兵上等兵伍長勤務精勤章二回善行證書下士適任證書附與特別恩賜金二圓五十錢下賜御紋章御菓子下賜群馬埼玉栃木縣下特別大演習參加青年分團長青年學校教育員たり

四



武節村の士 昭和九年満洲事變參加各地に戰闘十年三月歩兵上等兵命十一年一月青島出征戰役の功に依り勳八等從軍記章金二百二十圓下賜

五

今 泉 政 之 氏

本郷村の士 昭和七年滿洲派遣各地に戦闘に参加騎兵上等兵命善行證書附與事變戰功に依り勳八等白色桐葉章金百五十圓從軍記章滿洲國建國功勞章授與天皇陛下より御煙草下賜

藤 原 次 三 郎 氏

下川村の士 昭和九年滿洲派遣各地に戦闘前脚貫通銃創を受けハルビン病院入院十一年一月歸郷兩陛下より御煙草御真綿下賜戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章下賜



古 澤 富 治 氏

本郷村の士 昭和七年滿洲派遣各地に戦闘騎兵上等兵命八年十二月歸還善行證書附與戰功に依り勳八等白色桐葉章金二百四十圓下賜從軍記章滿洲國建國功勞章授與兩陛下より御煙草御真綿下賜

藤 澤 忠 市 氏

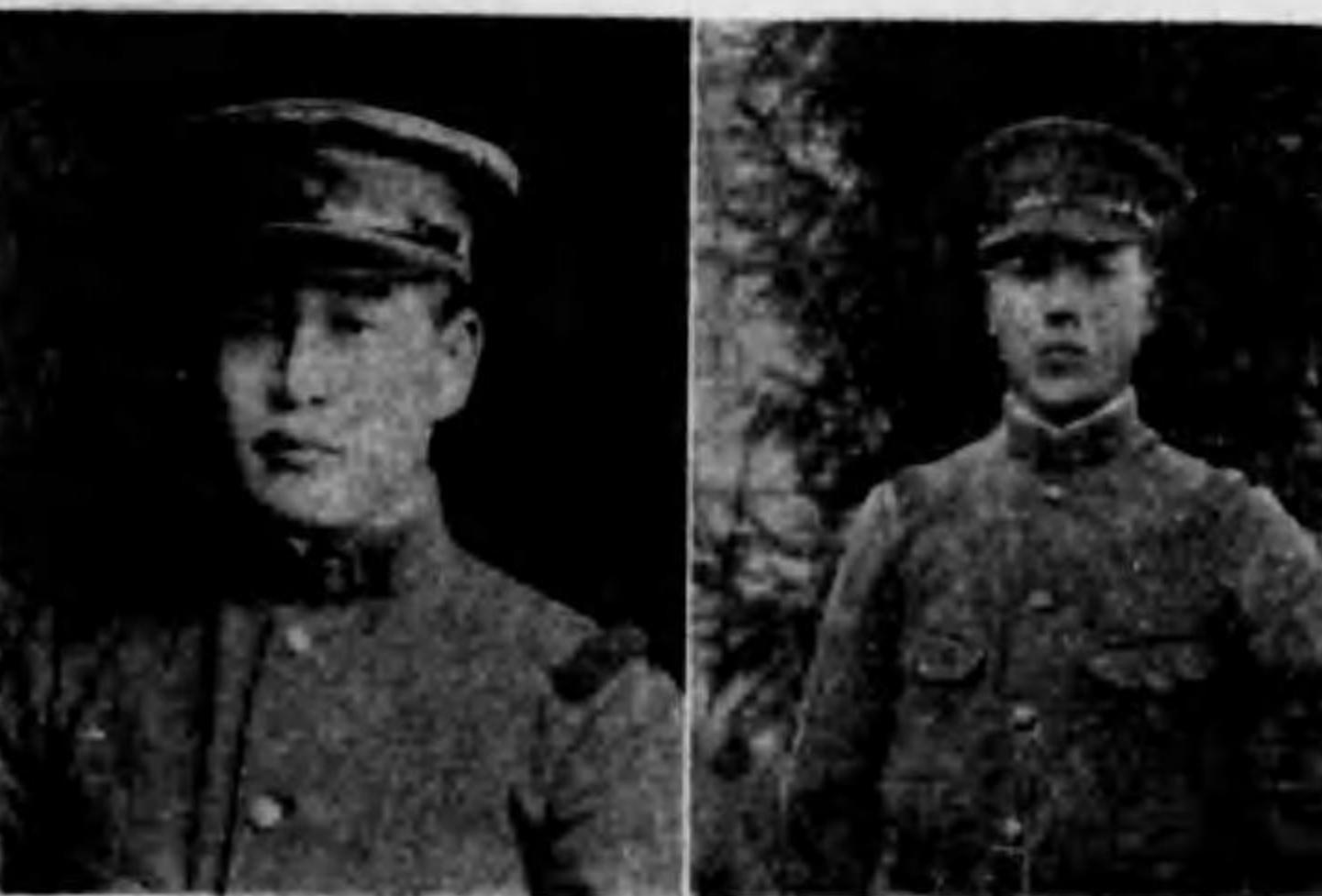
下川村の士 大正十年滿洲各地に警備昭和二年十一月特別大演習の爲め愛知縣各地に出張御紋章御菓子下賜善行證書附與分會役員なり



國 一 枝 正 次 氏

本郷村の士 昭和八年十一月上等兵命九年三月伍長勤務命十二月任工兵伍長兩陛下より酒肴料御煙草御真綿下賜滿洲事變參加從軍記章一時賜金を賜ふ分會評議員なり

佐々木 勝 氏
下川村の士 大正十三年十二月砲兵上等兵命照準徽章善行證書附與分會評議員理事の要職に在り



伊藤 三十郎 氏
下川村の士 昭和六年八月歩兵上等兵命七年七月精勤章三回善行證書附與分會評議員なり



丸 山 守 之 氏

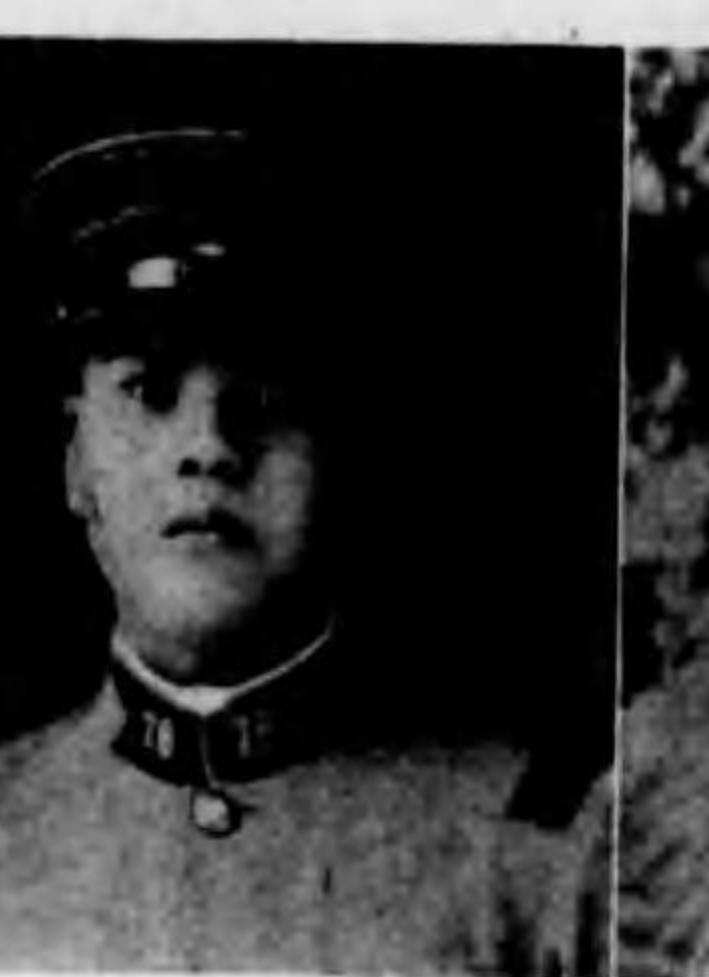
下川村の士 滿洲事變に參加各所に戦闘七年四月上等兵命戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金二百圓下賜滿洲建國功勞章授與酒肴料三回御煙草御真綿下賜せらる



大 平 國 男 氏

下川村の士 昭和七年特別大演習の爲め京都大阪地方へ出張御紋章御菓子下賜分會班長として盡力せらる

伊 藤 昌 太 郎 氏



下川村の士 昭和九年砲兵にして十一月滿期精勤章三回善行證書附與分會役員なり

竹 田 義 美 氏



下川村の士 長野縣下伊那郡出身にして大正九年砲兵上等兵命十年十一月歸郷善行證書附與分會評議員なり

下川村の士 昭和六年八月歩兵上等兵命七年七月精勤章三回善行證書附與分會評議員なり

書 同 載 部 分 會 評 議 員 な り



鈴木嘉延氏

上津具村の士 大正十四年四月上等兵命
精勤章善行證書下士通任證書附與昭和三年五月青島事件に參加功に依り金七十五圓下賜分會役員班長を歴任す



金田昇氏

上津具村の士 昭和九年滿洲派遣各地に戦闘戰功に依り勳八等白色桐葉章從軍記章金百三十五圓下賜兩陸下より御煙草御旗綱下賜精勤章二回善行證書附與青年學校教練指導員なり



菅沼福衛氏

上津具村の士 大正十五年十月上等兵命
昭和三年五月應召支那山東省派遣任歩兵伍長十一月歸還事變の功に依り賜金授與分會理事青年學校教練主任たり



古瀬藤市氏

下津具村の士 昭和九年滿洲事變に參加十二月上等兵伍長勤務命十年十二月任歩兵伍長十二年十二月任步兵軍曹戰役の功に依り勳七等瑞寶章從軍記章滿洲國陸下より御煙草下樂

帝國在鄉軍人會總裁宮殿下令旨

帝國在鄉軍人會摘要

總裁宮殿下令旨

帝國在鄉軍人會組織成リ茲ニ天長ノ佳節ヲトシテ本部ノ發會式ヲ舉ク。惟フニ在鄉軍人ハ國民ノ精華ニシテ軍ノ編成之ニ賴ルモノ頗ル重大ナリ。是ニ於テカ統一指導ノ下ニ其團體ヲ組織シ、以テ在鄉軍人ノ本分ヲ淬勵スルノ必要極メテ切ナリトス。是レ即チ本會ノ組織ヲ見ルニ至レル所以ナリ。自分各員相依リ相助ケテ益々軍人精神ヲ發揮シ、其技能ヲ修養シ以テ本會設立ノ趣旨ヲ貫徹センコトヲ望ム

明治四十三年十一月三日

帝國在鄉軍人會總裁陸軍大將大勳位功二級 貞愛親王

令旨

帝國在鄉軍人ノ發達ハ夙ニ世ノ囁目スル所ニシテ其ノ大成ヲ待ツコト一日ノ故ニアラス且現下歐米各國ノ實情ト我國ノ情勢トニ考フレハ在鄉軍人ニ要望スヘキモノ更ニ多キヲ加ヘ小康ニ甘スルヲ容サス載仁茲ニ總裁ノ任ヲ繼承シ切ニ重責ヲ思ヒ日夜精勤進運ヲ開拓シテ國防ノ完備ニ資セント欲ス諸子深ク此ノ意ヲ體シ忠良健實以テ上聖諭ニ奉對シ下國民ノ信賴ニ副ハムコトヲ望ム

大正十二年五月八日

二

帝國在郷軍人會總裁

元帥陸軍大將大勳位功二級 載仁親王

・

帝國在郷軍人會設立ノ趣意

必任義務兵役ノ法實施以來、在郷軍人ヲ主腦トスル尙武團體漸ク其ノ勢ヲ加へ現時各市區町村殆ント其ノ設立ノ見サルナキノ盛況ヲ呈スルニ至リタリ。而シテ是等ノ團體ハ主トシテ在郷軍人ノ品位ヲ高メ國民ノ軍事思想ヲ啓發スルニ努メ、以テ過去數回ノ戰役ニ以テ貢獻スル所尠少ナラストス。然リト雖モ其設立及經營ハ從來全ク各鄉個々ノモノニ屬シ、其ノ目的及行動ニ關シ、連繫統一以テ之ヲ指導シ、之ヲ振作スルノ機關ナシ。加之將來軍ノ編成ハ在郷軍人ノ精銳ヲ必要トスルコト愈々切實ナルヲ以テ復タ之ヲ現時ノ狀態ニ放任スルヲ許サ、ルニ至レリ。依テ茲ニ各市區町村ニ於ケル在郷軍人ノ既設團體ヲ糾合シ、其ノ目的ヲ定ニシ、其ノ行動ヲ整齊ニシ、尙ホ未タ其ノ備ヲ見サル地方ニ於テハ其ノ設立ヲ獎勵シ、以テ在郷軍人ヲシテ地方良民ノ模範タラシムルト同時ニ益々軍人精神ノ鍛練ト、軍事知識ノ増進トヲ圖リ併セテ會員ノ相互扶助慰藉ノ方法ヲ講セシメントスはレ帝國在郷軍人會ヲ設立スル所以ナリ

會長ノ宣言

帝國臣民ノ武士的精神ニ富ムハ一國ノ精華トシテ宇内ノ稱揚措カサル所ナリ。最近戰役ニ大捷亦首トシテ之ニ因由スルヤ論ヲ俟タス。而シテ國軍ノ要素タル在郷軍人ニ在リテハ一層此ノ精神ヲ發揚シ軍事ノ知識ヲ增進シ

砥勵淬磨、以テ皇室ノ屏翰タリ國家ノ干城タル負荷ニ堪フルコトヲ期スルハ蓋シ當然ノ義務也近時各地ニ勃興セル在郷軍人ノ團體ハ概シテ上述ノ目的ヲ有スト雖モ統一、指導其機關ヲ缺キ、隨テ其ノ効果顯著ナルヲ得ス時ニ或ハ其ノ行動正鵠ヲ失フノ虞ナキ能ハス。仍テ本官等相圖リテ帝國在郷軍人會ヲ設立シ、總裁貞愛親王殿下ノ旨ヲ奉シテ、之カ糾合指導ノ任ニ膺ラントス。其目的他ナシ。在郷軍人ヲシテ善ク軍人タルノ本分ヲ盡サシメントスルニアリ。即チ明治十五年軍人ニ賜リタル勅諭ノ精神ヲ奉體シテ軍事能力ヲ増進シ、相互ノ親睦ヲ惇フシ、其ノ品位ヲ高メ各自ノ業務ニ精勵シ、以テ國民ノ最良模範タラシメン事是ナリ。本會々員ハ一意專心此ノ趣旨ヲ遵奉シ規約ノ定ムル所ニ從ヒ、至誠以テ本會ノ發達ヲ期セサルヘカラス、萬一本會々員ニシテ此ノ團結力ヲ利用シ政治ニ干與スルカ如キ事アラン乎、啻ニ軍人會設立ノ本旨ニ乖戾スルノミナラス、弊害ノ及フ所實ニ測ルヘカラサルモノアラントス、是レ最モ慎戒ヲ要スル一事ナリ。茲ニ本部ノ發會ニ臨ミ各員ノ努力ヲ前述ニ切望スト云爾

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々長

陸軍大將正三位勳一等功一級子爵 寺内正毅

會老の式辭

總裁殿下ノ令旨ヲ拜シ感激措ク能ハス。今ヤ國運益々皇張シ、干城ノ任務愈々重ヲ加ヘタリ。吾人軍人タルモノハ、上下ヲ問ハス、出張ヲ論セス、鞠躬士道ヲ修メ、孜々技能ヲ磨キ、事ニ戒軒ニ從テハ、國事ノ柱礎タリ退テ郷黨ニ處シテハ後進ヲ薰化シ以テ、國民ノ代表タリ。陛下ノ股肱タルニ愧チサル事ヲ期セサル可ラス吾人會員相率キテ令旨ヲ奉體シ、能ク本會ノ主旨ヲ全フスルヲ得ハ庶幾ハ國民皆兵ノ實ヲ舉ケ、我國ノ基礎ヲ固フ

スルヲ得シ是獨リ

至尊覆載ノ恩ニ奉對スル所以ナルノミナラス、抑モ又國家ノ福祉ニシテ予ノ諸君ト與ニ行

カント欲スル所ノ道ナリ茲ニ發會ニ方リ聊カ一言ヲ述ヘテ會員ニ告ク

明治四十三年十一月三日

帝國在郷軍人會々老元帥

陸軍大將正二位大勳位功一級公爵

山形有朋

在郷軍人一般

宇内ノ大勢東洋ノ状態ニ稽フレハ帝國臣民ハ夙夜淬勵大ニ國運ノ興隆ニ贊襄セサルヘカラス近時歐洲ノ戰亂ハ國民皆兵ノ事實ヲ證シ軍人精神ノ益々民心ニ洽ク軍人思想ノ愈々郷間ニ漲ルノ必要明ニス夫レ在郷軍人ハ舉國皆兵ノ楨幹ニシテ國家富強ノ中堅ナリ勤儉ヲ旨トシ文弱ニ流レス士道ヲ重ンシ武事ヲ尙ヒ產ヲ治メ業ヲ興シ軍隊教育ノ本義ヲ貫徹シ富國強兵ノ基礎ヲ堅實ニシテ上ハ優渥ナル 聖旨ニ對ヘ下ハ同胞ノ倚信ニ副ヒ以テ軍人ノ本分ヲ全フセんコトヲ期スヘシ

右訓示ス

大正五年九月二十五日

海軍大臣 加藤友三郎

陸軍大臣 大島健一

陸海軍大臣ハ今回宇内ノ大勢ト國家ノ現狀トニ鑑ミ在郷軍人ノ方ニ抱持スヘキ覺悟ニ就テ訓示セラレタリ惟フニ國家ノ前途愈々大事ナラントスルノ秋ニ方リ民國漸々浮華輕佻ノ風ニ趨リ軍隊教育ノ精神ト相反スルノ傾向

アルハ洵ニ痛歎ニ堪ヘサルナリ殊ニ憂慮スヘキハ近時農村疲憊ノ現象アルコト是レナリ蓋シ都會ニ於ケル奢侈ノ風地方ニ浸淫シ儉素ノ美風ヲ破壊シテ人心ヲ萎靡セシメタルト農家徒ラニ新奇ヲ銜ヒ究理ニ走リテ實行ニ力メス勞力ヲ惜ミ若クハ餘力ヲ利用シテ殖產ヲ圖ラサルトニ因ルコト多キヲ信ス之カ振興ハ焦眉ノ急務ニシテ其方法ハ大ニ勤儉貯蓄ノ美風ヲ鼓吹スルト共ニ產業上ノ進歩改良ヲ圖リテ收穫ヲ増加シ有利ナル副業ヲ營ムニ在リ故ニ本會員タルモノハ努メテ產業上ノ知識ヲ涵養シテ躬行率先他ヲ誘導シ鄉黨ノ信賴ヲ厚クシ以テ農村ノ振興地方ノ開發ニ貢獻スヘキナリ是レ即チ軍隊教育令ト軍隊内務書トノ精神ニ合致シ良兵良民ノ趣旨ヲ徹底セシムル所ニシテ分會設立ノ意義茲ニ始メテ其ノ全キヲ見ルヘシ此事タル主トシテ地方公官吏ノ指導誘掖ニ待タサルヘカラス是ヲ以テ今回特ニ關係諸省彼此協力シテ獎勵セラルコトトナレリ各員宜シク以上ノ主意ヲ體シ地方法官公吏ノ指導ニ從ヒ精勵之カ實行ニ任シ大ニ其成績ヲ擧ケンコトヲ望ム若シ夫レ地方ニ於テ從來此種ノ計畫或ハ團體ノ存在アルモノアルハ進ンテ之ト協同シテ其効果ヲ全クスヘク必シモ新規特殊ノ活動ヲ求ムルノ主旨ニアラス要ハ質素勤儉ノ美風ヲ振作シ生產力ノ増進ヲ圖リ以テ時勢ノ要求ニ應スルニ在リ而シテ漁村又ハ市街地方分會ノ如キ亦以上ノ主意ニ基キ殖產上工業適當ノ方法ヲ攻究シテ實行スルヲ必要トス
右訓示ス

大正五年九月二十五日

帝國在郷軍人分會長伯爵寺内正毅

帝國在郷軍人會規約

第一章 總 則

六

- 第一條 本會ハ帝國在郷軍人會ト稱ス
第二條 本會ハ皇族ヲ總裁ニ奉戴ス
第三條 本會ハ最高ノ顧問トシテ會老ヲ置キ總裁之ヲ嘱託ス
第四條 本會ハ陸軍大臣及海軍大臣ノ監督ヲ受ク
第五條 本會ハ其ノ指導監督機關ヲ東京ニ置キ之ヲ本部ト稱ス
第六條 本規約中郡、市、町、村トアルハ各左記下欄ノ地ニ相當ス
北海道、樺太ニ在リテハ支廳長ノ管轄區
郡臺灣ニ在リテハ州知事及廳長ノ管轄區
郡守、島司ノ管轄區

市 東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區
市 麻尹、市尹ノ管轄區

町村、町村ニ準スヘキモノ（臺灣ニ於ケル郡及支廳長ノ管轄區ヲ含ム）

- 第七條 本規約中將校同相當官トアルハ陸軍將校同相當官及海軍士官特務士官ヲ謂フ

第二章 目的及事業

- 第八條 本會ハ聖旨ヲ奉體シテ軍人精神ヲ鍛練シ軍事能力ヲ増進スルヲ以テ本旨トシ延テ社會ノ公益ヲ圖リ風教ヲ振作シ恒ニ國家ノ干城國民ノ中堅タルノ實ヲ舉クルヲ以テ目的トス
第九條 前條ノ目的ヲ達スル爲本會ハ左ノ事業ヲ行フ但シ必要ニ應シ本會ノ目的ニ適合スル他ノ事業ヲ行フコトヲ得
一 勅諭、勅語、詔書奉讀式ヲ行ヒ又四方拜、紀元節、天長節、明治節及康アル宮中ノ式典當日ハ遙拜式ヲ行フコト
二 軍人精神ノ鍛練、軍事學術ノ研究及演練並體育ヲ行フコト
三 國防思想ノ普及ニ努ムルコト
四 本會創立記念日ニ式典ヲ行フコト
五 過去戰役ヲ記念シ戰役死亡者及公務ニ起因スル死亡者ノ祭典ヲ帮助シ且其ノ遺族並戰（公）傷病軍人ヲ優遇スルコト
六 會員ヲシテ應召準備ヲ整頓セシムルコト及召集事務ヲ帮助シ又ハ徵兵、徵募検査並簡閱點呼ノ際其ノ業務ヲ援助スルコト
七 現役兵又ハ補充兵トシテ入營若ハ入團スル者及補充兵ニシテ未タ入營セサル者ノ軍事教育ヲ行ヒ且入退營（團）者ヲ送迎スルコト
八 青年訓練所ノ訓練ヲ帮助シ且青年團員及少年團員ノ誘掖指導ニ協力スルコト
九 思想ノ善導風教ノ改善ニ協力シ、社會公益事業ヲ帮助スルコト
十 御警衛ニ關シ責任官憲ヲ援助シ、公安ノ維持並非常時ニ於ケル防衛及救護事業ニ協力スルコト
十一 階級秩序ヲ重ンシテ會員ノ一致和諧ヲ圖リ延テ社會ノ融和協調ノ美ヲ助成シ併テ會員相互扶助ノ途ヲ講スルコト
十二 會員、現役者、戰（公）傷病軍人及其ノ家族ニ對シ必要ニ應シ慶弔慰藉若ハ扶助ヲ行フコト

十三 精神修養、軍事及一般知識ノ增進並團體、會員ノ指導連絡ノ爲講演ヲ行ヒ雑誌及圖書等ヲ發行シ其ノ他各種ノ施設ヲ講スルコト
第十條 本會ハ本會ノ事業ト其ノ目的又ハ種類ヲ同ウスル事業ヲ行フモノアルトキハ要スレハ之ト協同シテ該事業ヲ實施シ若ハ之ヲ帮助スルモノトス

第三章 組織

第十一條 本會ハ本部及左ノ各團體ヲ以テ組織ス

(一) 聯合支部

(二) 南洋應管轄區域及外國領土ニ於テ聯合支部ヲ組織セサル支部、聯合支部及支部ヲ組織セサル聯合分會又ハ分會

第十二條 本部ハ會長、副會長、本會理事及同監事ヲ以テ組織ス

第十三條

各團體ノ新設、併合、分離及廢止ハ聯合支部、支部ニ在リテハ會長ノ、聯合分會、分會ニ在リテハ支部長本會直屬ノモノハ會長、聯合支部長ノ承認ヲ經テ行フモノトス海軍部ニ關シテハ聯合分會、分會ノ場合ニ同シ

第十四條

聯合支部ハ各師管ノ區域内ニ在ル支部ヲ以テ組織ス

第十五條

朝鮮ニ在リテハ各師管轄區域内間島及琿春ニ在ルモノハ第十九師管轄區域内ニ含ムニ、臺灣及滿洲ニ在リテハ各軍管轄區域内ニ在ル支

第十六條

部及特別ノ區域ニシテ支部ヲ組織シ得サル聯合分會又ハ分會ヲ以テ聯合支部ヲ組織ス

第十七條

支部ハ内地ニ在リテハ各聯隊區ノ區域内ニ、朝鮮、臺灣、關東州及外國領土ニ在リテハ特ニ定ムル

第十八條

區域内ニ在ル聯合分會及特別ノ事情ニ依リ聯合分會ヲ組織シ得サル分會ヲ以テ組織ス

第十九條

聯合分會ハ各郡市ノ區域内ニ、朝鮮、臺灣、關東州及外國領土ニ在リテハ特ニ定ムル區域内ニ在ル

第二十條

分會ヲ以テ組織ス但シ工場、礦山、會社及鐵道等ノ分會ハ事情已ムヲ得サレハ別ニ聯合分會ヲ組織スルコトヲ得

第二十一條

聯合會規約ニハ聯合會ノ名稱、協同事業、役員及費用支辨ノ方法等ヲ定ムルモノトス

第二十二條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第二十三條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第二十四條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第二十五條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第二十六條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第二十七條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第二十八條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第二十九條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第三十條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第三十一條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第三十二條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第三十三條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第三十四條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第三十五條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第三十六條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第三十七條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第三十八條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第三十九條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第四十條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第四十一條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第四十二條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第四十三條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

第四十四條

聯合會規約ニハ聯合會ハ海軍出身正會員ヲシテ海軍ニ關スル研究ニ便宜ヲ得シムル爲必要アリト認ムルトキハ

第四十五條

海軍部ヲ設置スルコトヲ得又分會ニ於テ本目的ヲ達スルニ適當ナル數ノ海軍出身正會員ヲ有スルトキ亦同シ干ノ人員ヲ以テ組ニ區分スルコトヲ得

聯合支部

名稱ニ從ヒ

帝國在鄉軍人會第何師管(龍山)(臺灣)(滿洲)聯合支部

支 部 [聯隊區司令部所在地ノ名稱ニ從ヒ]

聯合分會 [帝國在鄉軍人會何支部
郡市又ハ工場、礦山、會社及鐵道等ノ各個所ノ名稱ニ從ヒ]

分 會 [帝國在鄉軍人會何町(村)分會
帝國在鄉軍人會何工場(礦山)(會社)(運輸事務所)(保線事務所)(車庫)聯合分會
町村又ハ工場、礦山、會社及鐵道等ノ各個所ノ名稱ニ從ヒ]
朝鮮、臺灣、關東州、南洋廳管轄區域及外國領土ニ於ケル團體ハ前項ニ依ルノ外通常其ノ區域内ニ在ル著名ナル土地又ハ其ノ事務所所在地ノ名稱ヲ冠シ且前記ノ例稱ヲ適用スルモノトス

第四章 會 員

第二十四條 本會ノ會員ハ正會員、特別會員、名譽會員ノ三種トシ其ノ區別左ノ如シ

- 一 正 會 員
 - (一) 豫備役後備役退役將校同相當官准士官、豫備役後備役下士官兵、歸休兵、第一補充兵海軍豫備員、豫備役幹部候補生及第一國民兵役ニ在ル者
 - (二) 前項ニ依リ會員タリシ者ニシテ其ノ役ヲ退キ前項ニ該當セサルニ至リタル者ノ中引續キ正會員タルコトヲ希望スル者
- 二 特 別 會 員
 - 現役將校同相當官ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタル者

三 名譽會員

- (一) 本會ヲ退キタル者ノ中功績顯著ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタル者
- (二) 在鄉軍人ニ非スシテ特ニ本會ニ助力ヲ與ヘ又ハ功勞アリタル者若ハ其ノ協力ヲ受クヘキ者ニシテ本會各團體ヨリ推薦セラレタル者

第二十五條 會員ノ所屬ハ左ノ區分ニ依ルモノトス

- 一 正 會 員ハ住所地ノ分會ニ屬ス但シ本籍地以外ニ住所ヲ有スル者ハ住所地ノ分會ニ屬スルノ外本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得
- 二 工 場、礦 山、會 社 及 鐵 道 等 ノ 各 個 所ニ在ル正會員ハ當該分會ニ屬ス但シ前記分會ニ屬スル外住所地又ハ本籍地ノ分會ニモ屬スルコトヲ得
- 三 特 別 會 員 及 名 譽 會 員ハ其ノ推薦セラレタル團體ニ屬ス

第二十六條 分會ハ會員名簿ヲ備付ケ其ノ移動ヲ明ニスルモノトス必要アル場合班ニ於テモ亦同シ

第二十七條 會員ニシテ住所地又ハ分會所屬ヲ變更シタルトキハ之ヲ關係分會ニ通知スルモノトス

第二十八條 特別會員及名譽會員ノ推薦ハ豫メ本人ノ承諾ヲ得テ之ヲ行フモノトス

第二十九條 正會員ニシテ規約ニ背キ本會ノ目的ヲ遂行スル爲有害ト認メタル者アルトキ分會長ハ所屬分會評議會ノ決議ニ依リ之ニ戒告ヲ與ヘ屢々戒告スルモ尙改悛セサル場合ニハ更ニ評議會ノ決議ヲ經テ支部長
本會直屬ノ分會ニ在リテハ會長、聯合支部長ノ承認ヲ受ケ一時會員タルノ待遇ヲ停止スルコトアルヘシ
支部直屬ノ分會ニ在リテハ聯合支部長ノ承認ヲ受ケ一時會員タルノ待遇ヲ停止スルコトアルヘシ

第五章 役 員 及 顧 問

第三十條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
長 一 名

副會長
理事

各若干名

審議員

第三十一條 聯合支部以下各團體ニ左ノ役員ヲ置ク

長
副
理
監
評
議
員

一名

理事

若干名

評議員

若干名

副會長

一名

前項ノ外鎮守府管區内ヨリ海軍出身ノ正會員タル評議員各三名ヲ選出しシ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
前項ノ評議員ハ鎮守府管區内ニ在ル各支部評議會ニ於テ當該支部内ノ正會員中ヨリ代表者一名ヲ選舉又ハ推薦シ其ノ代表者ノ互選ニ依リ之ヲ定ム
前各項ニ依ル選舉又ハ推薦ニ關スル細部ノ規程ハ別ニ會長ニ於テ之ヲ定ム

聯合支部

聯合支部長ハ内地ニ在リテハ師團司令部附少將ニ、朝鮮ニ在リテハ師團參謀長ニ、臺灣及滿洲ニ在リテハ軍管轄區域内ノ現役將官中ヨリ會長ノ推薦ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

聯合支部副長ハ聯合支部長ニ於テ聯合支部内ノ特別會員中ヨリ一名ヲ、其ノ他ハ聯合支部評議會ニ於テ正會員中ヨリ之ヲ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス

理事及監事ハ聯合支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ聯合支部長之ヲ囑託ス
評議員ハ各支部評議會ニ於テ當該支部内ノ正會員中ヨリ選舉又ハ推薦シ聯合支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合支部長ヨリ概ね正會員ノ數ニ應シ豫メ各支部ニ配當ス

三 支 部

支部長ハ内地ニ在リテハ聯隊區司令官ニ、朝鮮、臺灣及滿洲ニ在リテハ聯合支部長ノ推薦シタル現役佐官ニ、其ノ他ノ外國領土ニ在リテハ支部評議會ニ於テ支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
支部副長ハ支部長ニ於テ支部内ノ特別會員中ヨリ一名朝鮮、臺灣及滿洲ニ在リテハ若干名ヲ、其ノ他ハ支部評議會ニ於テ正會員中ヨリ之ヲ推薦シ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
理事及監事ハ支部内ノ正會員及特別會員中ヨリ支部長之ヲ囑託ス
評議員ハ各聯合分會聯合分會ノ設ケナキノ評議會ニ於テ當該聯合分會所ニ在リテハ分會内ノ正會員中ヨリ選舉又ハ推薦シ支部長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ支部長ヨリ概ね正會員ノ數ニ應シ豫メ各聯合分會聯合分會ノ設ケナキ所ニ在リテ

会員ハ配當ス但シ朝鮮、臺灣、關東州及外國領土ニ在リテハ狀況ニ依リ聯合分會及支部直屬分會數箇毎ニ其ノ人員ヲ配當スルコトヲ得

四 聯合分會

聯合分會長及同副長ハ聯合分會評議會ニ於テ聯合分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
理事及監事海軍部ヲ有ヘル聯合分會ニ在リテハ少クモ理事一名ハ海軍出身者ハ聯合分會評議會ニ於テ聯合分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス
海軍部長同副長ハ聯合分會内ノ海軍出身正會員中ヨリ聯合分會長之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副長ハ支部長之ヲ囑託ス
評議員ハ各分會評議會ニ於テ當該分會内ノ正會員中ヨリ選舉又ハ推薦シ聯合分會長之ヲ囑託ス其ノ人員ハ聯合分會長ヨリ概不正會員ノ數ニ應シ豫メ各分會ニ配當ス

五 分 會

分會長及同副長ハ分會評議會ニ於テ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託ス
理事及監事ハ分會評議會ニ於テ分會内ノ正會員及名譽會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託ス
班長、同副長及組長、同副長ヲ設クル場合ニ於テハ同班(組)内ノ正會員ニ於テ當該正會員中ヨリ推薦シ分會評議會ノ承認ヲ經テ分會長之ヲ囑託ス
評議員ハ分會ノ總會ニ於テ分會内ノ正會員中ヨリ推薦シ分會長之ヲ囑託ス
海軍部長同副長ハ分會内ノ海軍出身正會員中ヨリ分會長之ヲ推薦シ部長ニ在リテハ支部長ノ承認ヲ經テ會長ノ報告ニ依リ總裁之ヲ囑託シ副長ハ支部長之ヲ囑託ス

第三十三條 本會各團體ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ當該團體正會員中ノ上級者若ハ先輩、當該團體ニ對シ功勞アル者或ハ地方名望家ヨリ推薦スルヲ例トス

第三十四條 役員及顧問ハ名譽職トス

會長、副會長、特別會員タル役員及顧問ハ任期ヲ定ムルコトナシ

前項以外ノ役員ハ其ノ任期ヲ三年トス但シ再任ヲ妨ケス又補闕者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十五條 役員交代ヲ行フ場合ニ於テハ後任者ノ就職スル迄ハ仍前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行フモノトス

第三十六條 役員ハ事情ニ依リ第三十四條ノ任期ニ依ルコトナク其ノ囑託ヲ解カレ又ハ前條ニ依ル前任者ノ職務ノ執行ヲ停止セラルルコトアルヘシ

第三十七條 會長ハ會務ヲ總理シ及本會ヲ代表ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 聯合支部長、支部長、聯合分會長及分會長ハ各所屬ノ團體ノ會務ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

副長ハ各所屬團體ノ長ヲ補佐シ其ノ長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十九條 會長ハ本會評議會ノ決議カ其ノ權限ヲ超エ法令ニ背キ又ハ公益ヲ害シ若ハ本會ノ目的ヲ遂行スル爲著シク不適當ト認メタルトキハ審議會ニ諮詢シ評議會ノ決議ニ依ルコトナク之ヲ決裁スルコトヲ得

第四十條 聯合支部以下各團體ノ長ハ各所管評議會ノ決議カ其ノ權限ヲ超エ法令ニ背キ又ハ公益ヲ害シ若ハ本會ノ目的ヲ遂行スル爲著シク不適當ト認メタルトキハ直屬上級團體ノ長ノ意見ヲ聽キ當該評議會ノ決議ニ依ルコトナク之ヲ決裁スルコトヲ得

第四十一條 理事ハ各所屬ノ長ノ命ヲ承ケ當該團體ノ會務ヲ執行ス

第四十二條 監事ハ各所屬ノ長ノ命ヲ承ケ當該團體ノ經理ノ整否ヲ監查ス

第六章 會 議

一六

第四十三條 本會ニ最高ノ諮問機關トシテ審議會ヲ置ク
審議會ハ左ノ事項ヲ審議スル所トス

一 本會評議會ニ提出スヘキ事項中重要ナルモノ
二 本會評議會ニ於テ決議セシ事項中第三十九條ノ規定ニ依リ再議ニ附スヘキ事項

三 本會評議員ヲ招集スルニ遑ナキ臨時ノ重要事項

第四十四條 審議會ハ議長、副議長各一名及審議員ヲ以テ組織シ議長、副議長ハ審議員ノ互選トス

第四十五條 審議會ハ會長ノ諮詢ヲ待テ開會シ諮問事項ニ付意見ヲ答申スルモノトス

會長、副會長、本會理事及同監事ハ審議會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十六條 會長ハ本會ノ事業及指導ニ關シ聯合支部長(要スレハ支部長)會議ヲ開クコトヲ得

第四十七條 本會各團體ニ決議機關トシテ左ノ役員ヨリ成ル評議會ヲ置キ當該團體ノ長ヨリ提出スル議案及正規ノ手續ヲ經テ提出セラレタル建議案ニ付審議スルモノトス

本會評議員 本會評議員

聯合支部評議會 正會員タル聯合支部副長、聯合支部評議員

支部評議會 正會員タル支部長、正會員タル支部副長、支部評議員

聯合分會評議會 聯合分會長、同副長、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ在リテハ同部長

分會評議會 分會長、同副長、同理事、同評議員、海軍部ヲ設ケタル場合ニ在リテハ同部長

第四十八條 本會評議會ノ決議スヘキ事項概ネ左ノ如シ

一 規約ヲ設ケ又ハ改訂スルコト

二 財產ヲ以テ支辨スル事業ニ關スルコト

三 年度豫算ヲ定ムルコト
四 決算報告ノ承認ニ關スルコト
五 財產ノ管理方法ニ關スルコト
六 基本財產ノ設置及處分ニ關スルコト
七 不動產ノ取得及處分ニ關スルコト
八 其ノ他重要ナル會務

要ス

第四十九條 會長ハ第四十三條第二項第三號ニ依リ處置シタル事項ハ次回ノ評議會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルヲ

ニ準シ之ヲ定ムルモノトス

第五十條 聯合支部以下各團體ノ評議會ニハ議長及副議長各一名ヲ置キ當該評議會議員ノ互選トス

第五十一條 本會、聯合支部及支部ノ評議會ニハ議長及副議長各一名ヲ置キ當該評議會議員ノ互選トス

第五十二條 聯合分會及分會ノ評議會ノ議長ハ當該團體ノ長ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第五十三條 各評議會ハ議長ノ外定員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス但シ本規約中、及聯合支部以下各團體ニ於テ特ニ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十四條 各評議會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス但シ本規約中及聯合支部以下各團體ニ於テ特ニ定メタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十五條 本會評議會ハ毎年概ね一回會長ニ於テ之ヲ招集ス招集日時及會議ノ事項ハ開會ノ日ヨリ三十日前ニ到著スヘク通知スルモノトス但シ急ヲ要スル場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五十六條 聯合支部以下各團體ノ評議會ハ當該團體ノ長ニ於テ必要アル場合ニ之ヲ招集スルモノトス

第五十七條 前諸條ニ規定スルノ外評議會議事等ニ關スル事項ハ特ニ必要アル場合ニ於テ各所屬評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

第五十八條 會長、副會長、聯合支部長、同副長、支部長、同副長、理事及監事ハ各所屬ノ評議會ニ又各團體ノ長ハ所管ノ評議會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十九條 分會ハ毎年少クモ一回總會ヲ開キ役員ノ推薦及會務ノ報告等ヲ爲スモノトス
聯合分會以上ノ團體ニ在リテハ必要ニ應シ總會ヲ開クコトヲ得

第七章 指導及監督

第六十條 聯合支部以下各團體ハ左ノ區分ニ從ヒ各其ノ監督ヲ受ク

聯合支部及支部

内 地 各所管每ニ師團長、鎮守府司令長官

朝 鮮 軍司令官及各管區每ニ師團長、要港部司令官

其ノ他ノ地 各管轄每ニ軍司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官

聯合分會及分會

内 地 關係聯隊區司令官、海軍人事部長

第六十一條 聯合支部長及支部長ハ海軍事項ノ計畫、指導ニ關シ鎮守府所管ニ從ヒ必要ニ應シ海軍人事部長ニ參與ヲ求ムルコトヲ得

第六十二條 本會各團體ノ長ハ各直屬ノ團體ヲ指導監督スルモノトス
第六十三條 本會各團體ノ長ハ各所管團體カ其ノ權限ヲ超エ法令ニ背キ又ハ公益ヲ害シ若ハ本會ノ目的ヲ遂行スル爲著シク不適當ト認ムル事項ヲ決議シタルトキハ之ヲ取消サシムルコトヲ得

第八章 資產及會計

第六十四條 本會ノ資產ハ本會直屬ノ財產及聯合支部以下各團體所屬ノ財產ヨリ成リ其ノ區分左ノ如シ

- 一 本會直屬ノ財產
 - (一) 御下賜金
 - (二) 補助金
 - (三) 寄附ニ係ル動產及不動產
 - (四) 本會ノ事業ヨリ生シタル收入
- 二 聯合支部以下各團體所屬ノ財產
 - (一) 御下賜金
 - (二) 聯合支部以下各團體ノ所有ニ屬スル財產及其ノ財產並事業ヨリ生シタル收入
 - (三) 聯合支部以下各團體ノ受ケタル補助金、寄附ニ係ル動產及不動產、直屬系統ノ團體ヨリノ釀出金並分會ニ在リテハ會員ヨリ釀出シタル會費
- 三 前二號ノ外本會評議會ノ決議ニ依リ基本財產ニ組入レタルモノ
 - 一 御下賜金 其ノ利子及本會評議會ノ決議ニ依リ其ノ費用ヲ定メタルモノヲ除ク
 - 二 寄附ニ係ル動產及不動產 寄附者ヨリ其ノ費用ヲ示シタルモノヲ除ク

- 第六十五條 本會直屬ノ財產中左ノ各號ノモノハ本會ノ基本財產トス
- 一 御下賜金 其ノ利子及本會評議會ノ決議ニ依リ其ノ費用ヲ定メタルモノヲ除ク
- 二 寄附ニ係ル動產及不動產 寄附者ヨリ其ノ費用ヲ示シタルモノヲ除ク
- 三 前二號ノ外本會評議會ノ決議ニ依リ基本財產ニ組入レタルモノ
- 第六十六條 本會直屬ノ基本財產ハ之ヲ消費スルコトヲ得ス但シ御下賜金以外ノ財產ハ特別ノ事情アル場合ニ於テ本會評議員總員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ出席議員ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ消費スルコトヲ得
- 第六十七條 本會直屬ノ基本財產ハ本會評議會ノ決議ニ依リ財團法人帝國在鄉軍人會財團ニ其ノ保管ヲ委託スルコトヲ得
- 第六十八條 本會直屬ノ財產ノ管理ニ關スル規程ニ前四條ニ定ムルノ外本會評議會ノ決議ニ依リ別ニ之ヲ定ムルモノトス
- 第六十九條 聯合支部以下各團體所屬ノ財產ノ管理ニ關スル規程ハ各所屬評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム但シ御

下賜金ハ通常基本財産ニ組入ルモノトス

第七十條 分會ニ所屬評議會ノ決議ニ依リ會員ヨリ會費ヲ醸出セシムルコトヲ得
第七十一條 支部以下各團體ハ各所屬評議會ノ決議ニ依リ直屬系統ノ團體ヨリ事業費ヲ醸出セシムルコトヲ得

第七十二條 本會ノ經費ハ本會直屬ノ基本財產以外ノ財產ヲ以テ又聯合支部以下各團體ノ經費ハ各所屬ノ基本財產以外ノ財產ヲ以テ支辨スルモノトス

第七十三條 會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七十四條 翌年度ノ豫算ハ其ノ年度開始前各所屬評議會ノ決議ニ依リ之ヲ定ムルモノトス

前年度ノ決算ハ翌年度終了前各所屬評議會ニ提出シ其ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第九章 會旗及徽章

第七十五條 本會ニ會旗ヲ設ケ分會毎ニ一旗ヲ置ク此ノ會旗ハ奉送迎及集會等團體ヲ表示スル場合ニ之ヲ用ウルモノトス

第七十六條 本會ニ左ノ徽章ヲ設ケ各其ノ身分ヲ表彰スル場合ニ之ヲ佩用スルモノトス

一 會員徽章

二 會長、副會長、聯合支部以下各團體ノ長、同副長ノ徽章

三 班長、同副長、組長、同副長ノ徽章

四 審議員、本會各團體ノ理事、監事、評議員、海軍部長、同副長ノ徽章

五 顧問徽章

第七十七條 會旗及徽章ノ制式並徽章佩用ノ位置ハ附圖第一乃至第六ノ如シ

第七十八條 正會員ハ會員タルノ身分ヲ表示スル場合ニハ成ルヘク軍服ヲ著用スルモノトス

第十章 表彰

第七十九條 本會ノ會員ニシテ左ノ各號ニ該當スル者ニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一 五年以上同一ノ分會ニ屬シ此ノ間會員ノ模範ト爲リ特ニ表彰ノ必要ヲ認メタル者

二 役員ニシテ前後ヲ通算シ五年以上在任シ功勞尠カラサル者

三 特ニ賞揚スヘキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタル者

第八十條 前條第一號若ハ第二號ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ表彰後五年ヲ經過シ尙其ノ成績優良ナル者ニハ

會長ヨリ功勞章ヲ授與ス

第八十一條 本會ノ會員ニシテ左記各號ニ該當シ優賞スヘキモノト認メタル者ニハ會長ノ報告ニヨリ總裁ヨリ

有功章ヲ授與ス

一 前條ノ表彰ヲ受ケタル者ニシテ尙其ノ功績顯著ナル者

二 其ノ行爲特ニ他ノ代表トナル者

第八十二條 有功章、功勞章ノ制式及其ノ佩用位置ハ附圖第五第六ノ如シ

第八十三條 分會又ハ其ノ以上ノ團體ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ會長ヨリ賞狀ヲ授與ス

一 會員ノ團結又ハ團體ノ結合鞏固ニシテ優良ナル成績ヲ舉ヶ他ノ模範トナルヘキモノ

二 特ニ賞揚スヘキ行爲ヲ爲シ表彰ノ必要ヲ認メタルモノ

第八十四條 前條第一號ノ表彰ヲ受ケタル團體ニシテ尙其ノ成績優良ナルモノハ表彰後五年ヲ經過スル毎ニ更ニ表彰スルコトヲ得

第八十五條 本會各團體ニ金品ヲ寄附セシモノ及會員ニ非スシテ本會ノ趣旨ヲ贊助シ功勞顯著ナルモノニハ會長ヨリ謝狀若ハ會杯ヲ贈ルコトアルヘシ

第十一章 雜則

二二

第八十六條 本規約ハ本會評議會ニ於テ評議員總員ノ半數以上出席シ其ノ出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得且陸軍大臣及海軍大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第八十七條 本會ハ團體トシテ政治ニ干與シ又本會會員ハ本會ノ名目ヲ以テ政治ニ干與スルコトヲ得ス
第八十八條 戰時又ハ事變ニ在リテハ第二章、第五章及第六章ノ規定ニ關シ會長ニ於テ必要ノ特例ヲ設クルコトヲ得

第八十九條 本部處務規程、表彰上申手續、禮式規程、報告規程、表弔慰藉規程並釋放者保護規程ハ會長ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第九十條 本規約ノ外聯合支部以下各團體ニ於テ必要ナル規程ハ當該所屬ノ評議會ニ於テ之ヲ定メ聯合支部ノモノハ會長、支部ノモノハ聯合支部長、聯合分會及分會ノモノハ支部長ノ承認ヲ受クルモノトス

第九十一條 聯合支部以下各團體ハ本會ノ事業並改善事項ニ關シ意見アルトキハ順序ヲ經テ會長ニ上申スルコトヲ得

附 則（大正十四年三月三十日庶發第二六八號）

本規約ハ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（會庶第一五五號）

本規約ハ昭和三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（會庶第一四四號）

本規約ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（會庶第一五五號）

本規約ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本規約ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ從來聯合分會ヲ組織セサリシ市ノ分會ヲ本規約第十六條ニ規定スル聯合分會ノ組織ニ變更スルコトハ昭和十一年三月三十一日迄ニ、又海軍班ヲ海軍部ニ變更スルコトハ昭和八年八月三十一日迄ニ之ヲ完了スルモノトス
從前ノ規約ニ依ル役員中其ノ任期昭和八年四月一日以後ニ至ルモノハ其ノ就任ノ日ヨリ起算シ本規約ニ定ムル任期満了ノ日迄勤續スルモノトス但シ海軍部長、同副長ハ昭和八年八月三十一日迄ニ本規約ニ定ムル手續ニ依リ新ニ囑託ヲ受クルモノトス
六週間陸軍現役ヲ終リ現ニ第二國民兵役ニ在ル者ハ第二十四條ノ規定ニ依ルコトナク正會員タルコトヲ得

帝國在鄉軍人禮式規定

第一條 本規定ハ帝國在鄉軍人會ニ於テ行フヘキ禮式ニ付一般ノ準則ヲ示スモノナリ

第二條 會員ノ敬禮ヲ分チテ各個ノ敬禮整列團ノ敬禮及會旗ノ敬禮トス

第三條 各個ノ敬禮左ノ如シ

一、最敬禮

姿勢ヲ正シ先ツ受敬禮敬禮セラルヘキモノニ注目シタル後體ノ上部ヲ前約四十五度ニ傾ケ頭ヲ正シク上體ノ方向ニ保チ帽子ハ右手ニ持チ其ノ内部ヲ右股ニ接セシム刀ヲ佩フルトキハ柄ヲ後ニテ左手ニテ瓊部ヲ握ル

二、室内ノ敬禮

脱帽シ體ノ上部ヲ前約十五度ニ傾ケ受禮者ニ注目ス

三、室内ノ敬禮

軍服ヲ着用シタル者ハ帽子ヲ脱スルコトナク姿勢ヲ正シ右手ヲ舉ケ其指ヲ接シテ伸ハシ食指ト中指トヲ帽子ノ庇ノ右側ニ當テ掌ヲ稍外方ニ向ケ肘ヲ肩ノ方向ニテ略其ノ高サニ齊シクシ受禮者ニ注目ス軍服ヲ着用セサル者ハ室内ノ敬禮ニ同シ

第四條 會員ノ整列スル場合ニハ軍服ヲ着用シタルモノヲ第一團トシ否ラサル者ヲ第二團トシ各團毎ニ階級ノ順序ニ整列スルモノトス

第五條 整列團ノ敬禮ハ指揮官ノ號令又ハ記號ノ下ニ各人ハ第三條ノ敬禮ヲ行フ 但シ特ニ規定アルモノハ此限ニアラス

第六條 會旗ハ會員室外ニ集合スル場合ニ限り之ヲ樹ツ
會旗ノ捧持法ハ旗ノ鋸ヲ右股ヲ當テ右肘ヲ當テ後ニシテ其拳ヲ肩ノ高サニシ旗頭ヲ僅ニ前方ニ傾カシム

會旗ノ敬禮法ハ旗手右手ヲ旗竿ニ沿ヒテ眼ノ高サニ上ケ旗鋸ヲ右股ヨリ離スコトナク右ヲ手十分前ニ伸ハスモノトス此場合ニ於テハ旗手ハ脱帽スルコトナシ

第七條 天皇(皇后)陛下ニ拜謁スルトキハ御座所ノ外ニ於テ敬禮シタル後御座所ニ入リテ後直ニ敬禮ヲ行ヒ更ニ進ミテ玉座ヲ距ルコト約六歩ノ所ニ於テ最敬禮ヲ爲シ之ヲ終リタルトキハ退歩シ御座所ノ出口ニ於テ敬禮シ御座所ヲ出テ更ニ敬禮ヲ行ヒ後退去スヘシ

皇族殿下ニ拜謁スルトキ及御眞影ヲ拜スルトキモ亦前項ニ準ス

第八條 邑拜式ニ於テハ會員ハ皇居ノ方向ニ正面シテ整列シ分會長聯合分會長ヲ合ム以下同シハ隊列ノ中央前二歩ノ所ニ位置シ會旗ハ旗手之ヲ捧持シ其右側ニ位置ス

第十九條 勅諭捧讀式ニ於テハ分會ハ其ノ指名シタル指揮官ヲシテ會員ヲ整列セシム

指揮官ハ隊列ノ中央前二歩ノ所ニ位置シ會旗ハ旗手之ヲ捧持シ其ノ右側ニ位置ス
指揮官ノ號令又ハ記號ノ下ニ會旗及會員敬禮ヲ行フ
右終リテ後分會長ハ勅諭ヲ捧讀ス

會員ハ姿勢ヲ正シ軍服ヲ着用セサル者ハ脱帽セル儘拜聽ス捧讀終リタルトキハ會旗及會員ハ指揮官ノ號令又ハ記號ノ下ニ再ヒ敬禮ヲ行フ

第十條 天皇皇后兩陛下皇太子及太子妃兩殿下幸行啓竝停車場等通御ノ際會員ハ一定ノ地區ニ於テ道路ノ一側又ハ兩側ニ整列シ分會長ハ鹵簿ノ來ルトキ翼ニ會旗ハ分會長ト會員トノ中間ニ位置シ奉迎奉送ス
整列スルニ充分ニ地域ヲ有スルトキハ會員通路ノ一側ニ二列ニ整列ス

鹵簿隊列ヨリ約三步ノ所ニ達シタルトキ會旗及會員ハ分會長ノ號令又ハ記號ノ下ニ敬禮ヲ行ヒ且鹵簿ノ行進ニ伴ヒ頭ヲ右(左)ヨリ左(右)ニ轉シ目迎目送シ鹵簿隊列ヲ距ルコト約十五步ニ及フトキ分會長ノ號令又ハ記號ニテ之ヲ止ム

第十一條 皇族殿下御成ニ際シテハ分會長ハ兩三名ノ代表者ヲ指名シ之ヲシテ御旅館ニ伺候セシメ又停車場波止場若ハ御通路ニ參列シテ奉迎奉送セシムルモノトス

御旅館ニ伺候スル場合ニハ備付ノ帳簿ニ記名シ又ハ名刺ヲ捧呈シ拜謁セラルヲ例トス

停車場又ハ波止場ヨリ乘下車又ハ乘船上陸アラセラルル場合ニハ概ネ第十條ニ準ノ整列敬禮ス稱ニ停車場等ヲ通過アラセラルル場合ニハ代表者ノミ停車場構内ニ整列シ概ネ第十條ニ準シテ敬禮シ且隨行員ヲ經テ名刺ヲ捧呈スヘシ

第二項及第四項ノ場合ニ於ケル記名又ハ名刺ニハ在郷軍人會(聯合分會)代表者ナル旨ヲ肩書スヘシ

第十二條 會旗ハ軍旗ニ對シテハ敬禮ヲ行フモノトス

第十三條 戰役死亡者ノ祭典ハ地方ノ狀況ニヨリ其儀式ヲ一定スルコト能ハナルモ拜神ノ場合ニハ神靈ニ面シ整列シ分會長ハ隊列ノ中央前二歩ノ所ニ位置シ會旗ハ旗手之ヲ捧持シ其右側ニ位置シ分會長ノ號令又ハ記號ノ下ニ會旗ハ敬禮ヲ行ヒ會員ハ最敬禮ヲ行フ

會員隊列ヲ爲サヌシテ參拜スルトキハ神靈ニ對シ最敬禮ヲ行フ

第十四條 會員ノ死亡ンタル場合ニハ分會長ハ遺族ノ同意ヲ得テ會葬者差遣及總代會葬又ハ其一ヲ行フ 但シ兩者共ニ之ヲ行フ能ハサル場合ニハ分會長ハ會員ヲシテ堵列送葬セシムコトアルヘシ
陸軍ヨリ儀仗兵又ハ總代會葬ヲ差出サルル場合ニハ指揮官ハ豫メ衛戍司令官ノ指圖ヲ受ケ整列位置行進順序會葬祭場内ニ於ケル位置ヲ定ムヘシ

一、會葬者差遣

會葬者ハ分會長ノ命シタル指揮官ノ下ニ會旗ヲ捧持シ先ツ喪家ニ至リ門前ニ於テ第十條第二項ニ準シテ整列シ柩ノ出ルトキ指揮官ノ號令又ハ記號ニ依リ敬禮ヲ行ヒ次ニ柩ノ衛護ヲ爲シテ葬祭場ニ至ル

葬祭場ニ到着シタルトキハ會葬者ハ豫メ定メラレタル位地ニ就ク

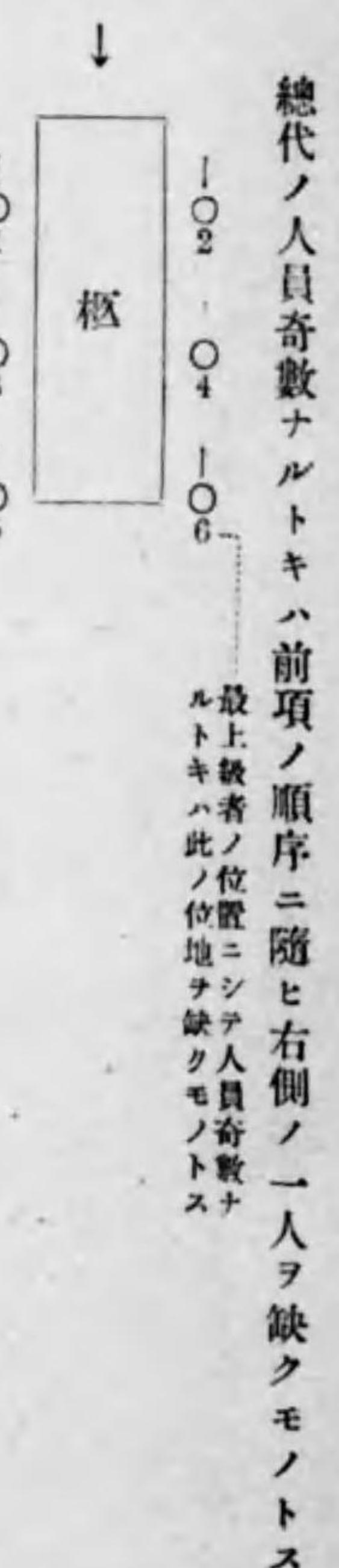
二、總代會葬

總代會葬ニ列スル人員左ノ如シ

將校同相當官死者ト同官等及其ノ以下
ノ將校ヲ通シテ若干名

准士官以下死者ト同階級及其ノ以下
ノ者ヲ通シテ若干名

總代ハ途上柩ノ兩側ニ隱行ス其ノ順序ハ最下級ノ者ヲ左側先頭トシ逐次左右交互ニ柩ノ兩側ニ隨ヒ最上級ノ者ヲ右側後尾トス



總代ノ人員奇數ナルトキハ前項ノ順序ニ隨ヒ右側ノ一人ヲ缺クモノトス

1 ○ 2 ○ 3 ○ 4 ○ 5 ○

最下級ノ位置

三、堵列葬送

分會長ハ會員ヲシテ柩ノ通過スル道路上ニ堵列シ送葬セシム此場合ニ於ケル整列及敬禮ハ本條第一條ニ準ス

第十五條 前條ノ禮式ヲ行フハ分會ノ區域内及分會ノ區域外約三里以内ノ地ニ於テ畫間葬儀ヲ行フトキニ限り同一ノ人ニ對シテ之ヲ行フハ一回限リトス
禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル中ヨリ其執行ヲ終ル迄若クハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間ニ於テ死亡シタルモノニ對シテハ前條ノ禮式ヲ行フコトナシ

第十六條 送葬ノ際會旗ハ幅三寸長サ四尺ノ黒布ヲ旗竿ノ上端ニ附ス

總代中軍服ヲ着用シタルモノハ幅三寸ノ黒布ヲ左腕ニ卷キ刀ヲ帶フルモノハ黒布ヲ以テ刀柄ヲ卷クモノトス
第十七條 數個ノ分會(聯合分會)一地ニ集合若ハ整列シ又ハ參列スルトキノ順序ハ其ノ所在行政區畫ニ基キ道府縣廳郡市區町村名ノ順序職員錄乙ニ
掲タルモノニ依ル

前項ノ場合ニ於ケル集合場所及區域等ハ豫メ衛戍司令官ノ指圖ヲ受ケ又ハ地方官衛ト協議シ之ヲ定ムヘシ
第十八條 數個ノ分會(聯合分會)一地ニ集合又ハ整列參拜シ一致ノ行動ヲ要スルトキハ分會長中高級古參者一

時全隊ノ指揮ヲ執ルモノトス

第十九條 禮式施行ニ際シ特別會名譽會員及支部長ノ位置ハ分會之ヲ定ム

第二十條 本規定ニ於テ定メタル分會長ノ業務ハ時宜ニ依リ下級者ヲシテ代理セシムルコトヲ得

第二十一條 本規定ヲ實施スル爲集合スル會員ハ敬意ヲ失セサル限り勉メテ質素ナル服装ヲ爲スヲ本旨トス

本會ノ特典

帝國在郷軍人ニ與ヘラレタル特典左ノ如シ

一、天皇皇后兩陛下 皇太子及皇太子妃兩殿下行幸行啓並停車場等通御ノ際各地方ノ在郷軍人會員ハ儀仗兵ノ妨ト爲ラサル地區ニ於テ奉迎奉送ヲナスコト

二、觀兵式觀艦式特別大演習等ニ臨御アラセラルルトキハ差支ナキ限り會員ハ式場内又ハ一定ノ地區ニ於テ拜觀スルコト

三、皇族御旅行ノトキハ各地方ニ在郷軍人ハ敬意ヲ表スル爲メ代表者ヲ出スコト

四、毎年時日ト人員ヲ定メ離宮及振天府建安府ヲ拜觀スルコト

五、觀櫻、觀菊等ノ御宴ヲ催ナレタルトキハ其後日ニ於テ毎年一定ノ人員ヲ限り苑内ヲ拜觀スルコト

前項ノ特典ニ就キ會長ヨリ各支部ニ對シ通牒

一、觀艦式ヲ拜觀スル場合ニハ其都度海軍當局ニ願ヒ出テ其指導ニ從フヘキコト

二、皇族御旅行ノトキ敬意ヲ表スル爲代表者ヲ出スハ兩三名ニ限り且ツ御微行ノトキハ之ヲ略スルヲ常トスルコト

三、第四項第五項ノ特典ヲ附與セラルハ准士官以上ノ資格ヲ有スル者ニ限ルコト

四、第四項第五項ハ出願人員ニ制限アルヲ以テ拜觀時日ニ先タチ各支部ハ豫メ其管内ニ於ケル志望人員ヲ調查シ本部ニ申出テ支部ハ支部ノ順序人員ヲ指定通知スルコト

停車場ニ於ケル奉迎送ニ就テ

特典第一項ニ依リ 天皇皇后兩陛下皇太子及皇太子妃兩殿下ヲ初メ奉リ各皇族停車場御通過ニ際シ本會各支部分會ノ奉迎送ニ關シ本會會長ヨリ鐵道大臣へ交渉ノ結果各支部分會ヨリ代表者二名宛ヲ乘降場ニ出シ奉迎送ヲ爲シ得ルコトトナリ其他ノ會員ノ鐵道構内ニ於ケル奉迎送ニ就テハ其都度支部長又ハ分會長ト當該驛長ト協議ノ上決定スルコトトナリタリ是ニ就キ會長並ニ常務理事ヨリ地方長官並ニ支部長へ左ノ如キ書翰ヲ發セリ

イ、特典第三項ニ依リ 皇族殿下ニ對シ奉迎奉送ヲ爲ス場合ニハ成ルヘタ代表者ノミニ止ムルコト

ロ、代表者以外ノ會員ノ構内ニ於ケル奉迎奉送ハ場所其他ノ關係上實施困難ナル場合多キニ注意スルコト

ハ、奉迎奉送ノ爲多人數ヲ以テ停車場ニ出入シ又ハ整列スル場合ニハ統率者ノ指揮ノ下ニ齊整ノ行動ヲ爲スコト

ニ、總テ地方廳當事者及鐵道省當事者ニ對スル協議交渉ハ支部長分會長ニ於テシ會員各個ニ意見ヲ述フル等ノコトナキコト

ホ、地方廳當事者及鐵道省當事者ハ勿論奉迎奉送者ノ感情ヲ害スル如キ言動ヲ慎ムヘキコト

ヘ、會員中ノ將校同相當官ハ將校同相當官ノ資格ヲ以テ入場スルコトヲ得ルモノナルニ付右代表者トシテ入

場スルハ差支ナケレハ准士官下士卒ノ内ヲ充ツルヲ有利トスルコト

射擊會執行ノ手續

(本項ハ手續ノ大要ヲ示シタルモノニシテ各支部ニ依リ大同小異アレハ其ノ細部ニ關シテハ支部ニ照會セラルヲ便トス)

一、射擊會實施ノ場合ニハ豫メ最寄軍隊(支部ヲ經テ)ニ申出テ軍隊教育ニ妨ケナキ限りニ於テ射擊場及射擊器具ヲ借用スルコトヲ得

二、射擊當日軍隊備付ノ現用歩(騎)兵銃ヲ借用スルコトヲ得

三、銃器ニ破損等ヲ生シタル時ハ支部長又ハ分會長ヨリ修理若クハ新調ヲ所在兵器支廠ヲ經テ砲兵工廠ニ願出テ其指示ニ從ヒ費用ヲ納入スルモノトス 但シ銃器ノ發送受領ハ總テ當該軍隊ニ於テシ又願書ハ便宜上當該軍隊ヲ經由スルコトヲ得

四、銃器ノ使用ニ關シ要スレハ當該軍隊ヨリ將校又ハ下士ヲ派遣シ指示セシムルコトアルヘシ此場合ニハ其指示ニ從フヘキ者トス

五、射擊用彈藥ハ一名若干發拂下ヲ受ルコトヲ得之カ爲ニハ支部又ハ分會ヨリ彈藥貸與方ヲ最寄軍隊ニ願出テ一時軍隊保管ノモノヲ使用シ射擊終了後實際發射彈數ヲ精算シ支部長又ハ分會長ヨリ其員數ニ對スル拂下願ヲ所在地兵器支廠ヲ經テ砲兵工廠ニ提出ス然ル時ハ該支廠ヨリ直接軍隊ニ戻入スルモノトス 但シ拂下願ハ便宜上當該軍隊ヲ經由スルコトヲ得

六、危險ヲ防ク爲實包ハ現場ニ於テ使用スルモノノ外拂下ヲ受ルヲ得ス之カ爲彈藥ノ出納支給ハ當該軍隊係官ニ於テ之ニ任スル者トス

七、射擊場ノ取締及危險豫防ニ關シテハ當該軍隊ニ就キ必要ノ指示ヲ受ケ在郷軍人會自ラ之ヲ實施スルモノトス 但シ軍隊ニ於テモ成ルヘク相當ノ補助ヲ與ヘラルル筈ナリ

八、射擊ノ實施ニ就テハ爲シ得ル限り現行操典及教範ノ規定ヲ準用スルモノトス

九、分會等ニ射場ヲ有スルモノハ所轄警察署ノ許可ヲ受ケ概ネ前述ノ方法ニ準シ實施スルコトヲ得

此場合ニアリテハ彈藥ハ所轄警察署ノ證明ヲ添ヘ最寄軍隊ヲ經由シテ兵器支廠ニ願出スルモノトス

在郷軍人學科（各兵科各部）問答

問豫備役下士服後期間の終期は如何

答 志願によらずして兵卒より下士に任せられたる者に在りては徵集年の十二月より、其他の者に在りては任官年の十二月より起算し七年四ヶ月に満つる日とす 但し一年志願兵にして下士任官のものは入營の日より七年四ヶ月に満つる日とす

問 後備役下士の服役期間の終期は如何

答 志願に依らずして兵卒より下士に任せられたる者に在りては徵集年の十二月より、其他の者に在りては任官の十二月より起算し十七年四ヶ月に満つる日とす

問豫備役、後備役、下士は如何なる場合に於て償勤するを要するや

答 犯罪の爲又は相當の事由なくして召集に應せず若くは其の期に後れ又は召集中職役を離れたるときは其年は之を服役期間に算入せず

問 在郷軍人の願又は届を出すとき特に心得置くべきことは如何

答 願又は届書の趣旨事柄を能く分明する様詳しく記載し又必ず徵集年、兵種、兵科、官等級、氏名を記し可成動等級をも記し本籍地聯隊區司令官宛のものは本籍地市、區、町村長を寄留地聯隊區司令官宛のものは寄留地市、區、町村長を經由して差出すものとす

問 後備役下士及適任證を所持する後備役上等兵は其服役を繼續せんとするときの願出手續如何

答 年數を定め後備役満期一月前に本籍地所管聯隊區司令官に願出づるものとす 但し其繼續の最終期間は満四十五歳となる年の三月三十一日迄とす

問 十四日以上本籍地外に旅行、滯在、寄留又は外國に旅行若くは在留せんとする時の届出手續如何

- 答 召集又は軍衛の命あるときは之を通報すべき通報人を定め(通報人は成年者に限る)出發前連署を以て其行先を記し本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす(將校に在りては寄留地聯隊區司令官にも)
- 問 外國に旅行又は在留の届出をなしたる者其届出の日より十四日以内に内地を難れざることは如何にするや
- 答 十四日以内に本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす
- 問 寄留地を變更し又は退去し或は旅行より復歸したるときは如何なる手續をなすや
- 答 十四日以内に寄留地變更届、寄留地復歸届、又は旅行復歸届を本籍地聯隊區司令官に差出すものとす
- 問 外國より歸朝したる者内地歸着の日より十四日以内に本籍地に復歸せざるときの届出方法
- 答 十四日以内に本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす
- 問 召集通報人を變更するをするときは如何なる手續をなすや
- 答 通報人死亡其他の事故に依り變更を要するときは更に通報人を定め十四日以内に連署を以て届出づるものとす
- 問 寄留地に於て勤務演習に應じ又は簡閱點呼を受くる許可を得たるもの旅行又は滯在の後寄留地に復歸したるものは如何なる手續をなすや
- 答 十四日以内に寄留地市、區、町村長を經て寄留地聯隊區司令官に届出づるものとす
- 問 本籍地外の聯隊區に寄留する者にして其地附近の軍隊に於て勤務演習を爲さんとする者は如何なる手續をなすや
- 答 其年の前年の十一月三十日迄に寄留地聯隊區司令官に願出で許可を受くるものとす
- 問 寄留地に於て簡閱點呼を受けんとする者に如何なる手續をなすや
- 答 每年三月三十一日迄に寄留地聯隊區司令官に願出で許可を受くるものとす
- 問 寄留地勤務演習及び寄留地點呼參會の許可を取消さんとするときは如何なる手續をなすや
- 答 本籍地に於ける勤務演習又は點呼開始前に本籍地聯隊區司令官に願出づるものとす
- 問 已むを得ざる事故の爲め勤務演習召集の猶豫及簡閱點呼の免除を願出でむとするときの手續如何
- 答 其事實を證明し市、區、町、村長の奥書證印を受け召集にありては令狀受領前本籍地聯隊區司令官に願出づるものとす 但し歸休中の者は願出づることを得ず
- 問 同一戸籍内に在る者の疾病危篤、又は死亡、本人居宅の火災流失又は倒壊其の他之に準すべき天災の爲演習召集到着期日の延期を願出でんとするときの手續如何
- 答 令狀受領後召集期日迄の間に本籍地聯隊區司令官に願出づるものとす 但し疾病危篤の場合は醫師の診斷書其の他に係る時は市町村長又は警察官吏の證明書を添へ又寄留地聯隊區司令官に願出づるものとす
- 問 在郷軍人他出寄留、旅行する際其家族に注意すべきことありや
- 答 其行先又は寄留、旅行地等を知らしめ置き何時にも召集又は軍衛の命あるとき直に通報し得る如く注意す
- 問 傷痍、疾病に罹り永久兵役に堪へざるときは如何なる手續をなすや
- 答 在職陸軍々醫の診斷書若くは醫師の病況書を添へ本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす 但し病況書には必ず病名原因、經過、現症、療法及豫後を詳記するものとす
- 問 豫備役、後備役下士及下士適任證書を有する上等兵現役に服せんとするときは出願期限並に其手續如何
- 答 願書に原所屬部隊、現任命年月日、及現役滿期の年月日現役に服したる年限、現役滿期後の職業並に服役せんとする部隊等を記し現役滿期後二年以内(歸休を命ぜられ豫備に入りたる者にありては一年以内)に本籍地市、區、町村長及本籍地聯隊區司令官を經て服役せんとする部隊長に差出すものとす
- 問 如何なる公職に在る者は勤務演習召集又は簡閱點呼を免せらるゝや
- 答 市、區、町、村長、同助役、收入役其他之に準すべき者又は帝國議會、府縣會、郡、市、町、村會其他之に準すべき者の議員となり開會中にある者、及文官に任せられ餘人を以て代ふべからざる職に在る者は

勤務演習簡閱點呼の爲め召集せらるゝことなし

問 市、區、町、村長、助役、收入役又は議會の議員となり又は罷めたるときは如何にするや

答 十四日以内に市町村長を經て聯隊區司令官に就職届又は罷職届を差出すものとす

問 軍隊手牒を紛失したるときは如何なる手續をなすや

答 紛失又は亡失したる事由を詳記し市、區、町、村長の奥書證印を受け聯隊區司令官は「軍隊手牒再下附願」を差出し再下附を受くるものとす

不可抗力に依り紛失又は亡失したるときは自償金を要せざるも其他の場合には自償金(郵券代用にて差支なし)貳拾參錢

(外に送料貰)を添付するものとす

問 轉籍したる者は如何なる手續をするや

答 轉籍したるときは十四日以内に轉籍地の市、區、町、村長を經て轉籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 入夫婚姻、養子縁組及離婚、離縁、入籍、復籍、分家、廢家、絶家再興の場合は如何なる手續をなすや

答 轉籍届の名稱を附し十四日以内に轉籍地の市、區、町、村長を經て轉籍地の聯隊區司令官に届出づるものとす

問 婚姻をなしたるときは如何なる手續をなすや

答 一ヶ月以内に本籍地市、區、町、村長を經て本籍地聯隊區司令官に届出づべきものとす

問 寄留、旅行、通報人其他の異動等の届出を怠りたるとき及び自己の居所を通報人に知らしめざる爲め召集

又は命令を通報し得ざるに至らしめたるときは如何に處分せらるゝや

答 十日以上の拘留又は五圓以上の科料に處せらるゝ

問 寄留、旅行、轉籍、改氏名、死亡、官公吏就職罷職等の届出を怠りたる時は如何に處分せらるゝや

答 拘留又は壹圓以上の科料に處せらるゝ

問 妻の死亡、新に恩給を受け若くは既得の恩給に異動ありたるとき位階、爵、學位の拜受並に返上、任官、免官、官公吏の就罷職の場合には如何なる手續をなすや

答 一ヶ月以内に本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 氏名を改め又は船員となり若くは船員を罷めたるときの届出手續如何

答 十四日以内に本籍地市、區、町、村長を經て本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 在郷軍人死亡せしときの届出方如何

答 病名變死及死亡の地を記したる届書を戸主(本人戸主なれば家族中)より十四日以内に本籍地市、區、町、村長を經て本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 存郷軍人所在不明となりたるとき又は所在不明せしときの届出方如何

答 経て本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 在郷軍人所在不明中轉籍したる時の届出方如何

答 十四日以内に戸主(本人戸主なれば家族中)より轉籍地市區町村長を經て轉籍地の聯隊區司令官に届出づ

問 臨時召集とは如何なる召集を云ふや

答 充員召集、臨時召集、國民兵召集、演習召集、教育召集補缺召集及簡閱點呼とす

問 召集に幾種類あるや

答 勤員に當り諸部隊の要員を充足する爲め在郷軍人を召集するを云ふ

問 戰時又は事變に際し必要ある時臨時に在郷軍人を召集するを云ふ

答 勤務演習の爲め在郷軍人を召集するを云ふ

問 簡閱點呼は何の爲めに如何なる年次に執行せらるゝや

答 在郷軍人を集合して軍人精神及軍紀風紀の弛張軍事教育の保持、在郷軍人心得知得の良否を點検査閲し在郷軍人の状態を良好に維持せしめるが爲め隔年毎に十二ヶ年即ち六回 但し未教育補充兵は徵集年の翌年より引續き四ヶ年執行せらる

問 充員召集、臨時召集、國民兵召集の令狀と演習召集、教育召集、補缺召集及簡閱點呼の令狀とは一見して識別することを得るや

答 充員召集、臨時召集、國民兵召集の令狀は淡紅色にして其の他の令狀は白色なり

問 在郷軍人充員召集又は其召集の通報を受取りたるときは如何にするや

答 令狀を携へ指定の日時に到着地に到着し召集事務所に届出づべし 但旅行中通報人より通報を受けたるものにして令狀の交付を受くる爲め到着を遅延する虞ある場合は令狀を携ふることなく直に出發す

問 令狀を受領したるときの注意を述べよ

答 令狀裏面に記載しある心得事項を熟讀し尙到着日時、到着地、召集部隊を記憶す

問 充員召集の通報を受けたる應召員にして指定の日時に到着すること能はざる者は如何にするや

答 其地所在の憲兵又は警察官吏に就き其通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所に届出づるものとす

問 充員召集令狀又は通報受領の際傷痍疾病の爲め出發すること能はざるものは如何にするや

答 令狀又は通報受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛たる届書に醫師の診斷證書及令狀を添へ之を本籍地市、區、町、村長に差出す

問 充員召集令狀を受けたる際傳染病豫防の爲め交通遮断、離隔又は停留を命ぜられたる者は如何にするや

答 令狀又は通報受領後二十四時間以内に聯隊區司令官に宛たる届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令狀を添へ之を本籍地の市、區、町、村町に差出すものとす

問 充員召集に應すべき者令狀受領後出發迄の間に傷痍疾病的爲め若くは交通遮断、離隔又は停留等を命ぜられたる爲め應召すること能はざるに至りたるときは如何にするや

答 傷痍疾病に係はる者は醫師の診斷書、交通遮断、離隔又は停留を命ぜられたる者は憲兵又は警察官吏の證明書と共に令狀を添へ本籍地市、區、町、村長に差出すものとす

問 傷痍疾病又は交通遮断、離隔、停留を命ぜられたる爲め應召し能はざる者其事故止みたるときは如何にするや

答 事故止みの旨を直に本籍地市、區、町、村長に届出づるものとす

問 充員召集の爲め應召途中にある者傷痍疾病に罹り到着を遅延するの虞あるときは如何にするや

答 直に醫師の診斷書を添へ召集部隊長に届出で出發することを得るに至りたるときは速に到着の上召集事務所に届出づるものとす

問 充員召集の爲め應召途中にある者傷痍疾病的外止むを得ざる事故に依り到着を遅延する虞あるときは如何にするや

答 其他の郡長、市、區、町、村長、憲兵、警察官吏、船長、又は驛長の證明書を受け到着の上召集事務所に届出づるものとす

問 充員召集に依る應召員非常事變に依り交通遮断絶したる爲め到着地に到着し能はざる場合は如何にするや

答 其旨を最寄諸部團體長（諸部團長なき地にありては都市、區、町、村長、憲兵又は警察官吏）に届出づるものとす
問 充員召集に依る應召員解除せられ歸郷を命ぜられたるときは如何にするや
答 解除せられたる日より十四日以内に本籍地に歸郷せざるべき者（成年者に限る）を定め連署を以て同期日以内に本籍地町、村長及郡長又は市區長を經て本籍地聯隊區司令官に届出づるものとす

問 應召員の旅費は何れよりも支給を受くや

答 召集部隊に到着の上其部隊より支給を受く 但旅費を有せざる者は市、區、町、村長に申出で一時繰替を受くることを得

陸軍の法規は部隊に到着の上支給するを本旨とするが故に各自は平素より其考へを以て應召の際の旅費に充分なる金額を貯蓄し置くの心掛けを要とす

問 應召員は令狀の外如何なる必要品を携行するを要するや

答 軍隊手牒、勳章及徽章、自己の印、旅費、風呂敷又は油紙(梱包用麻繩及木札共) 乗車證明書(鐵道に依るものは當該市、區、町村役場より交付す) 其他自己の日用品若干を携行するも妨げなし

問 故なく召集の期日に遅れたるときは如何に處分せらるゝや

答 平時は十日、戰時若くは事變にありては五日を過ぐるものは陸軍刑法に依つて處分せらる而して平時に在りては一ヶ年以下戰時若くは事變に在りては二ヶ年以下の禁錮に處せらる

問 簡閱點呼に故なく散會せざるときは如何

答 三日以上の拘留又は拾圓以上の科料に處せらる

問 豫後備役各兵科下士の演習召集年次及び日數如何

答 其の役に入りたる年の翌年より起算して豫備は第三年目後備は第四年目に各三週間とす 但し一年志願兵出身の各兵科下士は豫備は第二、第四年目に後備は第四年目に各三週とす

問 豫後備役各部下士の演習召集年次及び日數如何

答 其の役に編入されたる翌年を第一年とし 豫備は第四年目に三週間後備は第二年目に二週間 但し一年志願兵出身者は第二、第四年目に後備第四年目に各三週間宛とす

問 豫後備役各兵科兵卒の演習召集年次及日數如何

答 其の役に編入されたる翌年を第一年として起算し豫後備共第三年目に三週間宛とす 但し各部下士適任

證書を有する者の召集年次及び其日數は各部下士に同じ、又衛生部兵卒の後備役に限り二週間とす

問 豫後備役補助看護卒の演習召集年次及其日數如何

答 豫後備役の第四年目にのみ三週間とす

問 教育を受けたる補充兵の演習召集年次及其日數如何

答 徵集年の翌年を第一年とし起算して第四年目に第三週間とす

問 勳章、徽章又は賜金を拜受したるときは如何

答 一ヶ月以内に直接聯隊區司令官に「勳章」「徽章」「賜金」拜受届出を差出す

問 賀表奉呈の手續は如何

答 位階勳等を有する者は官廳に奉職すると否とに拘はらず、東京以外の地方に在りて三大節(新年、天長節、紀元)に參賀し得ざる者は其當日「賀表」を直接宮内省式部職宛に差出す

問 勳章及從軍徽章を佩用し得べき服裝は如何

答 大禮服、通常禮服(燕尾服)を着用するときに佩用す勳六等功六級以下は紋付羽織、袴着用の際は佩用する事を得

問 有勳者異動届出は如何

答 式記各項の異動を生じたるときは十四日以内に直接内閣賞勳局に「有勳者異動届」を差出す

一、官等の任轉免、位階の叙奪其の他黜陟

一、賞典及び責罰

一、改氏名

一、死 亡

死亡犯罪の場合に在りては戸主又は家族中家事擔當者より届出づ

問

從軍記章所持者の異動届出は如何

答 改氏名、死亡、犯罪等の事故生じたるときは直接内閣賞勳局へ「從軍記章所持者異動届」を差出す

犯罪、死亡の場合に在りては戸主又は家族中、家事擔當者より届出づ

問

召集又は點呼の際、鐵道又は船舶に乗車乗船するときは如何

答 市區町村長より交付せられたる鐵道乗車證明書を鐵道係員に渡し且つ令狀に係印の認印を受け賃金の半額を以て乗車す（簡便點呼の際は往復券を請求するを便とす往路片路のみ請求し、たる時は交付せらるゝも歸路減額乗車を希望するも交付されざ）若し鐵道乗車證明書を失ひたるときは

直に其の券面、乗車區間、番號等を發行市區町村長及最寄停車場に届出づ、不明となりたるときは發行市區町村長に返付す

日本郵船會社、大阪商船會社所有の汽船に在りては賃金の二割引にて乗船することを得

問 召集又は點呼令狀を亡失したるときは如何

答 市區町村長の奥書證印を受け聯隊區司令官に「令狀再下付願」を差出し再下付を受く

應召又は參會期日に切迫し餘日なきときは再下付を出願せず召集部隊又は點呼場に到着の上其旨届出づ

在郷軍人諸願届書式

現役下士志願ニ付御願

原 所 屬 部 隊 何兵第何聯(大)隊

現官任命(現等級ニ進級) 何年何月何日

退 营 年 月 日 何年何月何日

現 本 住 籍 地 何々

現役ニ服シタル年數 何年何ヶ月
現役満期後ノ職業 何々
服役希望ノ部隊 何兵第何聯(大)隊

徵集年役種兵科部官等級 氏

名

右

氏

名印

右現役下士希望ニ付御採用被下度此段及御願候也、

昭和 年 月 日

何兵第何聯(大)隊長殿

一、歸休兵、第一補充兵、及び豫備役後備役の下士兵卒にして内地より帝國外の地(關東州及滿洲を除く)に旅行又は在留せんとする者は出發前左の様式に依り書面を以て本籍地の市區町村長を經て本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ

外國旅行(在留)届

一、本 編 地 府縣市區町村字番地
二、現 住 地 何々
三、徵集年、役種、等級 氏 名
四、行 先 何地
五、目 的 何々(官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記スヘシ)
六、出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地
七、歸朝豫定期 何年何月何日(不明)

右ノ通帝國外ノ地ニ旅行(在留)致スヘク候ニ付及届出候也

四一

昭和

年月日

本
人
氏

名印

四二

何聯隊區司令官殿

在鄉軍人所在不明届

一、本

籍地

府縣郡市町村字番地(分明届)

二、現

住地

何々々

三、役種、兵種、徵集年、等級

氏名

四、所在不明(分明)トナリタル年月日

何年何月何日

五、所在不明ノ者ニ在リテハ其ノ事實ノ要旨

出漁遭難(何々)

右所在不明(分明)ニ付及届出候也

本籍地府縣郡市區町村字番地

昭和

年月日

戶主氏

名印

何市區町村長殿

朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留する在鄉軍人に付ては右の届出は朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事館、臺灣に在りては郡守、市尹、市廳長、關東州に在りては民政署長同支署長、滿洲に在りては警察署長、領事館を経て師團長又は軍司令官に差出すのである

船舶乗組(船舶乗組解雇)届

船舶ノ名

何々丸

乗組(解雇)ノ時

水夫長(舵夫等)

船
舶
乘
組
(
解
雇
)
ノ
時

何々々

本籍地何々々

徵集年役種官等級

氏

名

右船舶ニ乗組(船舶乗組解雇セラレ)候ニ付及御届候也

昭和

年月日

右

氏

名印

何聯隊區司令官殿

召集せられた者が召集に因つて家族が生活する事が出来ない場合には市長又は町村長及警察署長を経て召集の免除を召集事務長に願はるゝ事が出来る、併し乍ら此の願ひをする場合は一旦應召した後でなければならぬので軍事救護法などによりて救濟の出來ない場合に限るのであるから眞に急迫の場合でなければならぬのである、此の願ひの書式は左の通りである

家事故障ノ爲召集免除願

召
集
部
隊

何兵第何聯隊(大)隊

本籍地府縣郡市區町村字番地

徵集年役種官等級

氏

名

別紙ノ事故(別紙ニ何召集ニ應シ家族自活シ能ハサル事實ヲ詳記スル事)有之候ニ付何召集免除許可相成度市町

村長(憲兵警察官吏)ノ證明書相添へ及願出候也

昭和

年月日

右

氏

名印

應召員傷痍疾病の爲め指定の日時に到着地に到ることの出來ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる左記様式の届書に醫師の診斷書を添へて直に本籍地市町村長(出發後なるときは同時に召集事務所へも)に差出すべきである

(其一)

何々ノ爲到着遲延届

四三

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

(共二)

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

本召集部隊籍地府縣郡市町村字番地

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を受け到着の上召集事務所に差出すべきである、其の届書の様式は左の通りである

到着遅延届
到着日時
何々
何兵第何聯(大)隊

本召集部隊籍地府縣郡市町村字番地
徵集年役種官等級 氏
名

右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

到着遅延届
到着日時
何々
何兵第何聯(大)隊

本召集部隊籍地府縣郡市町村字番地
徵集年役種官等級 氏
名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮断ヲ命セラレ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

到着遅延届
到着日時
何々
何兵第何聯(大)隊

本召集部隊籍地府縣郡市町村字番地
徵集年役種官等級 氏
名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮断ヲ命セラレ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

犯罪(所在不明)ノ爲不應召届
到着日時
何々
何兵第何聯(大)隊

到着遅延届
到着日時
何々
何兵第何聯(大)隊

本召集部隊籍地府縣郡市町村字番地
徵集年役種官等級 氏
名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮断ヲ命セラレ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ及届出候也
昭和 年月日
府縣郡市町村字番地
何兵第何聯(大)隊
名印

右犯罪(所在不明)ノ爲到着地ニ到リ難ク候ニ付憲兵(警察官吏)ノ證明書相添ヘ及届出候也

昭和 年 月 日

右召集通報人 氏

名印

(戸主又ハ家事擔當者)

何聯隊區司令官殿

諸種の事故に依り到着地に到ることの出來ぬ旨を届出たる者其の事故の止みたるときは直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届出で直に戸召し到着の上召集事務所に届出づべきである、但し召集事務所閉鎖後なるときは集合所に集合すべきときは召集部隊に到着すべきである

到着遅延事故止届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何兵第何聯(大)隊

府縣郡市區町村字番地

徵集年役種官等級 氏

名

右召集年月日

右 氏

名印

何市(町)(村)長殿

演習召集到着期日延期願

何年何月何日午前(後)何時 (下士以上ニ在リ)
(テハ役種編入年)

到着地 何兵第何聯(大)隊

何兵第何聯(大)隊

到着部隊

延 期 ノ 事 由 父某死亡(母某危篤等)

徵集年役種官等級 氏

名

府縣郡市町村字番地

右 氏

名印

右演習召集ヲ命セラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成リ度別紙醫師ノ診斷書(市町村長)(警察官吏)(何々

ノ證明書)相添ヘ此段及御願候也

昭和 年 月 日

右 氏

名印

何聯隊區司令官殿

本籍地以外の聯聯區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである前項の願出を爲す者は左記様式の願書を毎年十一月三十日迄に寄留地市區町村長を経て寄留地所管の聯隊區司令官に差出し許可を受くべきである

寄留地演習召集應召願

寄 留 地 府縣郡市町村字番地

徵集年(下士以上ニ在リ)役種官等級 氏

名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成度及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名印

何聯隊區司令官殿

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て勤務演習を爲さむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日内に出願することが出来る、其の願出手續は前項と同様である、但し此の願は許可せられざることがある

前二項の許可を得たる者本籍地に復歸し又は寄留換を爲したる爲め其の許可の取消を爲さむとするものは寄留地所管の聯隊區司令官に左の書式に依つて願出ることが出来る、此の場合には本籍地の勤務演習に應召せしめ得る者に限り許可せらるゝことがある

寄留地演習召集應召許可取消願

本籍寄留地	何々	徵收年(下士以上ニ在リ)役種官等級 氏	名
昭和年月日	右	寄留換(本籍地復歸)	
何聯隊區司令官殿	氏	名印	

寄留地に於て勤務演習を爲すことの許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場合を除く外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである
避くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を證明し本籍地市區町村長を經て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである
但し其の願書には本籍地市區町村長又は關係ある官公置長の證明書を添付する必要がある、其の様式は左の通である

演習召集延期願

本籍地	府縣郡市區町村字番地	徵收年(下士以上ニ在リ)役種官等級 氏	名
昭和年月日	右	右	
何聯隊區司令官殿	氏	名印	

右何年度演習召集ニ召集セラルヘキ處(演習召集ヲ命セラレ候處)別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ

注 意
一、召集令狀受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着地ヲ明示スヘシ
二、寄留地應召ヲ許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市區町村長ニ代へ寄留地市區町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

寄留地に於て簡閱點呼を受けむとする者は寄留地に於て勤務演習を受くる場合に準じ毎年三月三十一日迄に寄留地所管の聯隊區司令官に願出許可を受くべきである、其の願書の様式は左の通りである
寄留地簡閱點呼參會願

本籍何々	徵集年(下士ニ在リテハ役種編入年)役種兵種官等級 氏	名
昭和年月日	右	
何聯隊區司令官殿	氏	名印

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也	右	氏	名印
---------------------------------	---	---	----

前項の願出期日後に於て寄留地簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日(本籍聯隊區内にて受けとるものは七日)前迄に願出づることが出来る、但し此願は許可せられざることがある
事故の爲參會することの出來ぬ者の届出に關しては演習召集の場合の規定に準ずるのである但し其の届書は參會日時迄に市區町村長に差出すのである
直系尊屬妻子の死亡、重態又は同一戸籍内の者の死亡及天災等に依る不參の願出は演習召集到着期日延期の願

出と同じである、其の様式は左の通りである

簡閱點呼不參願

參會日時 何年何月何日午前何時

點呼場所 何々

不參ノ事由 父某死亡(母某危篤等)

本籍地 府縣郡市區町村字番地

役種兵種官等級 氏
名

右簡閱點呼ヲ命セラレ候處何々ニ依リ不參許可相成度別紙醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也

昭和年月日 右 氏
名印

何聯隊區司令官殿

右事故に依り參會期日の變更を願出づる者は情を具し且參會期日及希望する變更期日を明記し市町村長を經て

聯隊區司令官に願出るのである、其の様式は左の通りである

簡閱點呼參會期日變更願

本籍地(寄留地) 府縣郡市區町村字番地

參期ヲ命セラレタル 點呼場所

月 日

希望スル參會

點呼場所

月 日

役種兵種官等級 氏
名

右簡閱點呼參會ヲ命セラレ候處別紙(左記)理由ニ依リ左記希望ノ如ク參會期日ノ變更許可相成度此段及願出候也

昭和年月日

右

氏

名印

注意

一、希望スル參會日時及點呼場ニ數種アル時ハ之ヲ列記スルモ妨ケナシ

在郷軍人(輜重輸卒以外の未有にして結婚したる時又は離婚したる時は一箇月以内に戸籍抄本を添へ本籍地所管の聯隊區司令部に届出べきである、其の書式は左の通りである

婚姻(離婚)届

婚姻(離婚)年月日 何年何月何日

本妻ノ名 何某

徵集年役種官等級 氏
名

右婚姻(離婚)致候間戸籍抄本相添へ此段及御届候也

昭和年月日

右

氏

名印

何聯隊區司令部御中

歸休兵、未入營現役兵及豫備兵、後備兵、下士兵卒及補充兵が婚姻を爲すには許可を受くることを要せぬのである

在郷軍人にして兵籍記載事項に異動を生じたときは左記様式に依つて一箇月以内に本人(本人届出を爲しあたはざるときは戸主又は家事擔當者)より本籍地市區町村長を経て聯隊區司令官に届出べきである第四章四、五、七に依り届出たる事項は届出を要せざる家族中妻の死亡は之を届出べきものである

兵籍異動届

異動ノ時 何年何月何日

本異動事項 家督相續ニ依リ戸主トナル(其他何々) 級地何々

右及御届候也 昭和年月日

何聯隊區司令部御中

軍隊手牒又は補充兵證書は常に大切に保持し萬一紛失又は盜難、焼失、流失したときは本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に其再下附を左記様式に依りて願出べきである、軍隊手牒再下附の場合は不可抗力に依るものゝ外代金を納附すべきである

軍隊手牒(補充兵證書)再下附願

事由何々

右軍隊手牒(補充兵證書)再下附相成度及御願候也 昭和年月日

何聯隊區司令官殿

徵集年役種官等級 氏

名印

在郷軍人式日の心得

一、三大節(新年、紀元節、天長節)には軍人に賜はりたる勅諭を拜讀し特に有勳者は左記雛形に依り賀表を差し出すべし
(宮内省式部職宛とし書留郵便を以て差出すこと)

折目	謹奉賀新年	折目
年月日	官位勳氏名	年月日
年月日	官位勳氏名	年月日
年月日	官位勳氏名	年月日

折目	謹奉賀(天長節)	折目
年月日	官位勳氏名	年月日
年月日	官位勳氏名	年月日
年月日	官位勳氏名	年月日

料紙大廣奉書ヲ用フヘシ 但シ美濃薄葉ヲ代用スルモ妨ゲナシ
(横二ツ折)

二、敬禮、服装、訪問、名刺交換會及人の迎接、談話、宴會等には軍服を着用の有無に係はらず萬事に注意を拂ひ軍人の品位を保ち公徳を確守し以て益々名譽を發揚すべし

三、「君カ代」の奏樂を聞く時は敬意を表すべし

演習召集

一、演習召集とは勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ふのである、其の召集回數、標準年次及日數は左の通りである、但し師團長特別の必要あるときは召集年次を適宜變更する事があるし又必要に際しては臨時に演習召集を命ぜらるゝ等左表に依らざることがある

附表第一

五四

豫備役後備役上長官士官下士兵卒補充兵演習召集回數標準年次及日數表									
種類		類		回數(役種)		標準年次		日數	
各兵科上長官士官(幹部候補者ヲ除ク)	各兵科上長官士官(幹部候補者ヲ含ム)	各兵科特務曹長	各兵科下士(幹部候補生出身者ヲ除ク)	後備役	豫備役	後備役	豫備役	後備役	豫備役
幹部候補生出身ノ下士	幹部候補生出身ノ士官(セラルノ資格ヲ有スル者ニシテ)	幹部候補生出身ノ士官(セラルノ資格ヲ有スル者ヲ除ク)	幹部候補生出身ノ士官(セラルノ資格ヲ有スル者ヲ含ム)	後備役	豫備役	後備役	豫備役	後備役	豫備役
三回	二回	三回	二回	第三年	第二年	第四年	第五年	第二年	四年
第四年	第六年	第十年	第十四年	第二年	三年	四年	五年	二年	九年
ス起算	ヨリ翌年ノ徵收								
二十日	十四日	二十一日	十四日						

ス算起リヨ年翌ノ年ルタリ入ニ役

二十一日

衛生部		各兵科兵卒		各兵科准士官下士(幹部候補生出身ノ下士ヲ除ク)		後備役		豫備役	
各兵第一補充兵	各兵第一補助看護卒	看護卒及磨工卒	各兵科兵卒	(輜重輸卒ヲ除ク)	各兵科准士官下士(幹部候補生出身ノ下士ヲ除ク)	後備役	豫備役	後備役	豫備役
一回	二回	三回	四回	五回	六回	七回	八回	九回	十回
第四年	第六年	第十一年	第十四年	第二十年	第二十二年	第二十三年	第二四年	第二二年	第二十年
ス起算	ヨリ翌年ノ徵收								
二十日	十四日	二十一日	十四日	二十一日	十四日	二十一日	十四日	二十一日	十四日

一、豫備後備役ノ者ニシテ下士ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ士官ニ任官又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官又ハ進級年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス
二、歩兵科兵卒(下士)ニシテ擔架術ヲ修業シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラス第三年(豫備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得
三、豫備役後備役兵卒ニシテ演習召集集中下士ニ任セラレタル者ノ召集回數ハ兵卒トシテノ召集回數ヲ通算スルモノトス
四、豫備役後備役准士官下士兵卒ニシテ士官勤務適任證書又ハ下士適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回數年次及日數ニ依ル
五、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアルヘシ
六、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス

二、演習召集の召集聯隊は本籍地所在の師管内にある聯隊である、但し必要あるときは他の師管内にある聯隊に召集せらるゝ事がある、寄留地に於て勤務演習に應ずることの許可を受けたる者は寄留地所管の師團に召集せらるゝのである

附表第二

所管内ノ聯隊ニ召集スヘキ者ノ召集聯隊		召 集 級	聯 隊
區 分	階 級		
各 兵 科	上長官以下	當該兵科ノ各隊	
經 理 部	士 官	師團司令部所在地ノ各隊	
衛 生 部	准士官以下	各 隊	
獸 醫 部	士 官	師團司令部所在地ノ各隊	
	下士以下	各 隊	
	准士官以下	騎、砲、輜重兵隊	
		師團司令部所在地ノ騎、砲、輜重兵隊	

一、師團長ハ演習召集ノ際特種ノ戰時職務ヲ有スル者ヲシテ之ニ適應スル勤務ヲ修得セシムル爲又ハ
戰時充用上其ノ他必要アルトキハ師團内ノ他聯隊ニ召集シ其ノ勤務ヲ修得セシムルコトヲ得
二、補助看護卒ノ召集聯隊ハ衛戍病院所在地ノ聯隊トス

附表第三其一

三、獸醫部下士適任證書ヲ有スル者ノ召集聯隊ハ獸醫部准士官以下ノモノト同シ

電信隊又ハ飛行隊ニ於テ演習又ハ教育ノ爲召集スヘキ者ノ召集聯隊表

聯 隊		師 管
電 信 第 一 聯 隊		
電 信 第 二 聯 隊		第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管
飛 行 第 一 聯 隊		
同 第 二 聯 隊		第一、第三、第九、第十、第十四師管
同 第 三 聯 隊		
同 第 四 聯 隊		第一、第二、第七、第八師管
同 第 五 聯 隊		

備 考

- 一、電信隊ノ無線及電氣中隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ電信第一聯隊ニ之ヲ召集スルモノトス
- 二、飛行第七聯隊ニ召集スヘキ者ハ同聯隊ニ於テ服役シタル者トス
- 三、第一師管ニアリテハ飛行第七聯隊ニ召集スヘキ者ヲ除クノ外總テ飛行第五聯隊ニ之ヲ召集スル

附表第三其二 自動車ニ關スル教育ヲ受ケタル者ノ演習ノ爲召集スヘキ者ノ召集聯隊表

聯 隊	師 管
近衛 輜重兵聯隊	第一、第十四師管
輜重兵第一聯隊	第一、第二師管
同 第三聯隊	第三師管
同 第四聯隊	第四、第十師管
同 第五聯隊	第五、第十一師管
同 第十六聯隊	第七、第八、第十四師管
同 第十八聯隊	第九、第十六師管
同 第六、第十二師管	

附表第三其三

他師管ニアル聯隊ニ召集スヘキ者ノ區分表

召集師團	近衛師團	第一師團	第二師團	第三師團	第四師團	第七師團	第十二師團	第十六師團
本籍師管								
第一二師團								
第一三師團								
第一五師團								
第一六師團	山砲兵							
第一八師團								
第一九師團								
第十一師團	重砲兵							
第十四師團	野戰重砲							
第十六師團								

備考

- 一、本表ニ示ササル砲兵科ノ者ニシテ當該師管内ニ該當召集聯隊ナキ時ハ適宜所管内ノ聯隊ニ召集スルモノトス
二、特別ノ必要アルトキハ關係師團長ノ協議ニ依リ前號又ハ本表ノ區分ニ準スル取扱ヲ爲スコトヲ得

陸海軍々事一班

兵役法の精神

一、兵役法の根本主義 帝國兵制の根本主義は國民皆兵である。従つて其の主要なるものは建國の歴史、國體民情、國勢等によりて自然的に決定せられたるもので、即ち國家は國民の團體にして、其の防護の名譽及び責任は、全國民の舉つて之を負ふべきものと爲すの理想、並に建國の歴史及び之を宣明する憲法の條規に從ひ、國民皆兵を根本主義とし、均等なる必任義務の徵兵制を本體とし、義務志願兵制を併用し、速戰速決の要求より精兵主義を採用することに制定せられたものである。

陸軍服役の大意

- 一 満十七歳から満四十歳迄の男子は上下貧富の差別なく、齊しく兵役の義務を負擔し國民としての本分を盡すと共に、一意奉公の任に當るのは名譽を荷ふのである。
- 二 兵役は之を常備、後備、補充、國民の各兵役に區分し、常備兵役は之を現役及び豫備役に、補充兵役は之を第一、第二補充兵役に、國民兵役は之を第一及び第二國民兵役に區分されてある。
- 三 服役年限は左の通りである。

- 1、常備兵役 (現役、二箇年……満二十歳に達した者又は兵役志願の者で検査に合格し現役兵として徵集された者が之に服する。)
- 2、後備兵役 (豫備役、五年四箇月……現役を終つた者が之に服する。)
- 3、補充兵役 (第一補充兵役、十二年四箇月……現役に適する者で其年所要の現役兵員を超過した者の中所要の人員が之に服する。)
- 4、國民兵役 (第二國民兵役……常備、後備、補充及び第一國民兵役でない者が之に服する。)
- 5、幹部候補生 (満十七歳以上二十八歳未満で配屬將校を附した學校（研究科、選科等の別科を除く）を卒業した者、又は配屬將校を附した高等學校の高等科と同等以上と認むる學校の第一學年の課程を終了した者の中其の配屬將校の行ふ教練を修了し其の検定に合格し、且徵兵検査に於て現役兵たる資格を得たる者は幹部候補生を志願することを得、この志願者は現役兵と同じく指定された兵營に入營し三ヶ月の後部隊長の詮衡により幹部候補生を命ぜらる。)
- 6、現役志願 (満二十歳にならなくとも、満十七歳以上の者は志願に依つて現役に服することが出来る。)
- 7、兵役免除 (兵役に適せぬと認めらる、疾病其の他身體又は精神に異常のある者は兵役は免除せられる。)
- 8、入營、徵集延期 (左に掲げる者は入營、徵集を延期せられる。)

- 1、現役兵として徵集せられた者が入營の際疾病其の他身體又は精神の異常に依つて三十日以内に治療の見込なく、尙勤務に堪へぬと認められた時は入營を延期せられる。
- 2、中學校又は中學校の學科程度と同等以上と認むる學校に在學する者は、本人の願に依つて其の修業年限に應じて最大限満二十七歳迄徵集を延期せられる。
- 3、満二十歳前から帝國外の地に在る者（支那露領沿海洲其他勅令で除外された地方に在る者を除く）は本人の願に依つて徵集を延期せられる。
- 4、兵役の適否を制定し難い者は徵集を延期せられるが、適否の決定する迄は毎年徵兵検査を受けねばならぬ。
- 5、犯罪者、家事故障の者は徵集を延期せられる。
- 九 徵集免除 徵集延期の第三項にある外國在留者で満三十七歳を過ぎても歸朝しない者、同第四項の者で満三十七歳迄猶徵集に適せぬ者及び同第五項の家事故障が三年を過ぎても猶止まぬ者は徵收を免除せられる。
- 十 徵兵は、師管及び聯隊區の區域に従つて徵集し、歩兵聯隊の兵員は其の聯隊區の壯丁を以て之に充て、其の他の兵員は師管内の各聯隊區から徵集するのを通則として居る。
- 十一 體格の等位は毎年の徵兵検査で決定せられ甲、第一乙、第二乙、丙、丁、戊の六種に區分される。そして甲、第一乙、第二乙種は、現役及補充兵役に、丙種は國民兵役に服するのである。現役と補充兵役には定員があるから、抽籤で徵集順序を定められるのである。
- 十二 入營期日 現役兵（輜重兵特務兵を除く）は概ね徵集年の翌年一月十日に入營するのであるが、近衛、第十九、第二十の各師團及び獨立守備隊へ入營の者は徵集年の十二月一日（前期）又は徵集年の翌年の六月一日（後期）との二回に入營するのである。
- 十三 輜重兵特務兵は毎年五期（第七師團は四期）に別れて入營するのである。
- 十四 召集には左の六種がある。

海軍服役の大意

○海軍服役の概要は次の通りである。

- 1、充員召集 動員に方つて、諸部隊の兵員を充足する爲め在郷軍人を召集するのである。
- 2、臨時召集 戰時又は事變に際し必要あるとき、臨時に在郷軍人を召集し若くは平時に警備其他の必要に依つて歸休兵又は服役第一年次の豫備兵を召集するのである。
- 3、國民兵召集 戰時又は事變に際し國民兵を召集するのである。
- 4、演習召集 勤務演習の爲め在郷軍人を召集するのである。
- 5、教育召集 教育の爲め第一補充兵を召集するのである。
- 6、補缺召集 平時兵員の補缺を要する時歸休兵を召集するのである。

十四 簡閱點呼とは在郷下士官兵を一地に參會せしめて、之を點検査閱教導するのである。

3、補充兵役 第一補充兵役一年……現役に適する者で其年所要の現役兵員に超過した者の中所要の人員が之に服する。

4、國民兵役 第一國民兵役 第二補充兵役十一年四箇月……第一補充兵役を終つた者が之に服する。

5、滿二十歳にならなくとも満十七歳以上の者は志願に依つて現役に服することが出来る。そして徵兵として海軍に採用せらるゝ方法は凡て陸軍の場合と變りはない。

6、海軍には右の徵兵の外志願兵を徵募する。
 近年海軍の兵器機關等は著しく複雑になつて來たので、之を取扱ふには相當の技倅と、熟練が必要であるが徵兵は服役期間が短く、一人前になつた頃には現役を去る様になるので、重要な配置に就く者は、志願兵でなければ困るのである。従つて優秀な志願兵を得ると云ふことは國家のためにも大切なことである。即ち志願兵は我が海軍の中堅となり、その優秀なものは下士官となり准士官特務士官に進むのが、下士官兵から試験を受けて海軍生徒になり、士官に進む途も開かれてある。志願兵應募者の年齢は一般志願兵は満十七歳乃至満二十歳、掌電信兵は満十五歳乃至満十八歳、軍樂兵は満十六歳乃至満十九歳であるが、掌電信兵は高等小學校卒業其他は尋常小學校卒業程度で讀書算術の試験を受けなければならぬ。

尚現役兵から現役下士官に任せられたもので再服役を爲した者は志願兵の籍に入れられるのである。
 5、志願兵と下士官の服役は徵兵と異なり次の如くである。

志願兵	現役五年	豫備役四年	後備役五年
下士官	現役六年	豫備役四年	後備役三年

 志願兵と下士官の現役は右の通りであるが更に服役を希望する者は、現役満期の前に二年を一期として、何回でも再現役を出願すれば許されるのであるが、度々再現役をしても、下士官は四十歳迄で現役をせしめて點呼を行ふのであるが、之を簡閱點呼と云ふのである。

軍人恩給救恤

一、軍人の恩給は次の七種ある。

1 普通恩給 2 増加恩給 3 傷病年金 4 一時恩給 5 傷病賜金 6 扶助料 7 一時扶助料

二、普通恩給とは准士官以上の軍人在職十三年以上、下士官以下の軍人在職十二年以上又は平時戰時公務の爲

傷痍を受け若は疾病に罹り、現役を退く者に給するものである。

三、增加恩給とは公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り、不具、廢疾となり現役を退くとき、普通恩給に加へて支給するものである。

四、傷病年金とは公務の爲永續性を有する傷痍を受け、又は疾病に罹り、不具、廢疾の程度に至らざるも勅令の定むる程度に達し之が爲一年以内に退職したとき、又は下士官以下の軍人にして退職後一年以内に之が爲一種以上の兵役を免せられたる者に給するものである。

五、一時恩給とは准士官以上の軍人在職年三年以上十三年未満、又は下士官在職年三年以上十二年未満で退職したるとき給するものである。

六、傷病賜金とは下士官以下の軍人公務の爲傷痍を受け、又は疾病に罹り、傷病年金を給せらるゝの程度に至らざるもの、之が爲退職し、又は退職後一年内に一種以上の兵役を免せられたるとき給するものである。

本賜金は普通恩給又は一時恩給と併せ給することが出来る。

七 扶助料とは普通恩給を受け、又は之を受くべき資格を有する者が死亡した時、其遺族に給するものである。

八 一時扶助料とは第五條に掲ぐる在職年數の者在職中に死亡したる時其遺族に給するものである。

九 軍人が從軍した時は、戰地では從軍一月に付三月戰地外では從軍一月に付一月半在職年を加算せらるゝものである。

其他戒嚴地境内の勤務外國鎮戍、滿洲國、臺灣、朝鮮勤務、邊陬又は不健康地の勤務等には勤務一ヶ月に付半月乃至二月在職年數を加算せらるゝものである。

軍旗の尊嚴

軍旗は一に聯隊旗と云ひ歩兵聯隊及騎兵聯隊に限り親授せらるゝもので、陛下の御影と思惟すべき聯隊唯一の最榮貴重の標章であります。されば軍旗の榮辱は即ち國家の榮辱で、萬一之を敵手に委することあらば聯隊の不名譽之より甚だしきはなく千古雪ぐべからざる大恥辱であります。平時は之を隊の一室に奉置す。常に護衛兵を附し全聯隊の運動するときでなければ容易に之を出しません。若し出す時は故參少尉之を捧持し、四名の護衛兵を附し護衛兵の歩兵は着剣し、騎兵は拔刀して之を護衛するのであります。

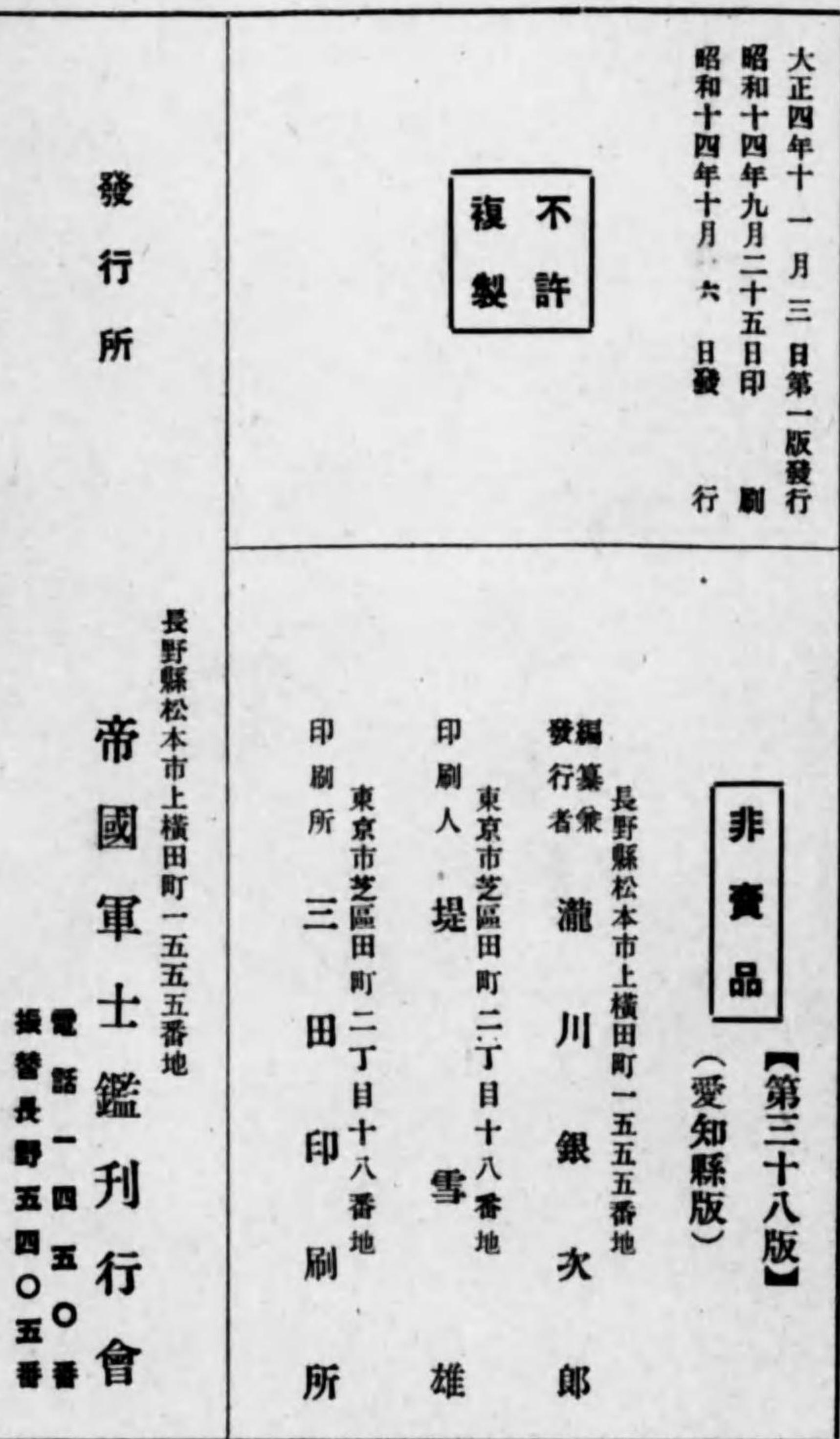
陸軍禮式

禮式は之を分つて敬禮及儀式の二種とします敬禮は又室の内外に依り或は軍人の間或は軍人と軍隊との間或は軍隊交亘の間等によりて各特別なる規定があり上將校より下兵卒に至るまで皆之を遵奉し決して之を棄る者はありません儀式には儀仗送迎及伺候式觀兵式禮砲式等あつて儀仗とは兩陛下又は高貴の人儀仗の爲めに軍隊を供奉せしむることを云ひ又兩陛下及高貴の人軍隊屯營地發着の時送迎の爲軍隊を整列するを送迎式と云ひ行在所又は旅館に將校の參伺するを伺候式と云ひます觀兵式は天長節、陸軍始其他臨時の儀式に依り軍隊を集合し觀閱に供するもので之を閱兵式及分列式の二種に分ちます禮砲式とは砲臺砲兵屯營の地に於て祝禮の爲め

空砲を放發することで紀元節、天長節又は臨時の祝日及兩陛下に對して百一發を放ち其他二十一發乃至十三發等放發數に種々なる區別があります。

海軍禮式

海軍に於ける普通の禮式は陸軍と大なる差はありません今其特殊なるものを擧ぐれば禮砲、登舷禮式登舷登索禮式、軍艦に對する敬禮、滿艦飾及艦飾の五であります禮砲は禮砲條例に從ひ軍禮に於て放發する空砲で兩陛下並に皇族外國の貴賓に對しては二十一發を放つ之を皇禮砲と云ひます次に登舷禮式とは兩陛下並に皇族の軍艦に臨御せらるゝ時又は陸海軍將官の公務の時敬意を表する爲め各橋桁上に水兵を整列せしむるを云ふのであります又軍艦の遠航を送り又は將士の歸朝を迎へん爲めに艦内の乗員を悉く上甲板に出し舷端に整列し綱索を攀ぢ登らしめ帽を上げ手布を振つて敬意を表することがある之を登舷登索禮式と云ひます軍艦旗は陸軍の軍旗と同じく帝國の名譽を標章するものですから之を昇降する時は喇叭を吹奏し將校兵卒盡く起立して姿勢を正して敬禮を行ふものであります又滿艦飾は行幸啓の時又は大祭祝日に於て行ふもので各橋頭を亘り艦首より艦尾に至るまで旗旒を揚げ橋頂には軍艦旗を掲げて美麗に裝飾せるもので艦飾とは單に各橋頂に軍艦旗を掲揚するを云ふのであります。



399

210

終

